

砥 部 町 議 会
平 成 29 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招集年月日	平成 29 年 2 月 22 日																																	
招集場所	砥部町議会議事堂																																	
開 会	平成 29 年 2 月 22 日 午前 9 時 30 分 議長宣告																																	
出席議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 柿本 正</td> <td style="width: 33%;">2 番 佐々木公博</td> <td style="width: 33%;">3 番 原田公夫</td> </tr> <tr> <td>4 番 東 勝一</td> <td>5 番 菊池伸二</td> <td>6 番 佐々木隆雄</td> </tr> <tr> <td>7 番 森永茂男</td> <td>8 番 松崎浩司</td> <td>9 番 大平弘子</td> </tr> <tr> <td>10 番 西岡利昌</td> <td>11 番 政岡洋三郎</td> <td>12 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>13 番 井上洋一</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 番 柿本 正	2 番 佐々木公博	3 番 原田公夫	4 番 東 勝一	5 番 菊池伸二	6 番 佐々木隆雄	7 番 森永茂男	8 番 松崎浩司	9 番 大平弘子	10 番 西岡利昌	11 番 政岡洋三郎	12 番 山口元之	13 番 井上洋一	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好																
1 番 柿本 正	2 番 佐々木公博	3 番 原田公夫																																
4 番 東 勝一	5 番 菊池伸二	6 番 佐々木隆雄																																
7 番 森永茂男	8 番 松崎浩司	9 番 大平弘子																																
10 番 西岡利昌	11 番 政岡洋三郎	12 番 山口元之																																
13 番 井上洋一	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																																
16 番 三谷喜好																																		
欠席議員	なし																																	
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長</td> <td style="width: 33%;">佐川秀紀</td> <td style="width: 33%;">副町長</td> <td style="width: 33%;">上田文雄</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>武智省三</td> <td>総務課長</td> <td>相原清志</td> </tr> <tr> <td>広田支所長</td> <td>佐伯修二</td> <td>企画財政課長</td> <td>大江章吾</td> </tr> <tr> <td>戸籍税務課長</td> <td>富岡 修</td> <td>保険健康課長</td> <td>松下寛志</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>門田伸介</td> <td>建設課長</td> <td>白形敏明</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>岡田洋志</td> <td>生活環境課長</td> <td>田中克典</td> </tr> <tr> <td>国体推進課長</td> <td>西松伸一</td> <td>会計管理者</td> <td>門田 巧</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>坪内孝志</td> <td>社会教育課長</td> <td>大内 均</td> </tr> </table>		町 長	佐川秀紀	副町長	上田文雄	教育長	武智省三	総務課長	相原清志	広田支所長	佐伯修二	企画財政課長	大江章吾	戸籍税務課長	富岡 修	保険健康課長	松下寛志	介護福祉課長	門田伸介	建設課長	白形敏明	産業振興課長	岡田洋志	生活環境課長	田中克典	国体推進課長	西松伸一	会計管理者	門田 巧	学校教育課長	坪内孝志	社会教育課長	大内 均
町 長	佐川秀紀	副町長	上田文雄																															
教育長	武智省三	総務課長	相原清志																															
広田支所長	佐伯修二	企画財政課長	大江章吾																															
戸籍税務課長	富岡 修	保険健康課長	松下寛志																															
介護福祉課長	門田伸介	建設課長	白形敏明																															
産業振興課長	岡田洋志	生活環境課長	田中克典																															
国体推進課長	西松伸一	会計管理者	門田 巧																															
学校教育課長	坪内孝志	社会教育課長	大内 均																															
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局長</td> <td>前田正則</td> </tr> <tr> <td>庶務係長</td> <td>中山晃志</td> </tr> </table>		議会事務局長	前田正則	庶務係長	中山晃志																												
議会事務局長	前田正則																																	
庶務係長	中山晃志																																	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一																																	
傍 聴 者	18 人																																	

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分第 1 号の報告について（給食運搬車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額）
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分第 2 号の報告について（スクールバスの交通事故に係る和解）
- 日程第 8 議案第 2 号 汚水処理に係る事務の受託について
- 日程第 9 議案第 3 号 砥部町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 砥部町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 9 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 10 号 砥部町高齢者住宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 11 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 12 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 13 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 14 号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 28 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 29 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 30 議案第 24 号 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 29 年 2 月 22 日 (火)

午前 9 時 30 分開会

○議長(森永茂男) おはようございます。ただいまから、平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 平成 29 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、公私何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対しまして、心からお礼を申し上げます。さて、今年、待ちに待った、えひめ国体が開催されます。本町では、バドミントンと、障害者スポーツ大会は、グランドソフトボールが開催されます。また、総合開会式には、愛媛県総合運動公園に天皇皇后両陛下をお迎えすることになります。本町に両陛下をお迎えできることは大変光栄なことであります。昨年開催しましたリハーサル大会の成果と課題を活かし、おもてなしの心をもって、全国からのお客様をお迎えしたいと考えております。そのためには、町全体が一丸となって万全の体制で取り組まなければならないと考えておりますので、町民の皆様、議員各位の一層のご協力をよろしくお願いいたします。また、もう一つ待ちに待った事業が完成しました。合併の最重要課題でありました国道 379 号の整備が来月完了いたします。国道 379 号の整備は、広田地域の皆様の安心・安全を守るために欠かせない重要な事業でありました。合併から 12 年、ようやく広田地域と砥部地域を結ぶ基幹バイパスが全線開通いたします。交流人口の増加や移住・定住の促進を期待するとともに、救急・救命に欠かせない命の道、そして地方創生の道として、大きく寄与していくことを願っております。この場をお借りしまして、事業主体であります愛媛県をはじめ、国道 379・380 号改良促進期成同盟会並びに、これまでにこの事業に関わってこられた多くの皆様方に、心から感謝を申し上げます。さて、今、世界では一人の男性のつぶやきが注目を集めております。1 月に就任しましたドナルド・トランプアメリカ大統領であります。就任演説では、アメリカファーストを基本理念とし政策を宣言し、TPP においては離脱を表明されました。今後、我が国や各国に与える影響は計り知れませんが、先日の日米首脳会談においては、日米同盟と経済関係を一層強化することで合意をいたしました。また、北朝鮮や中国など、緊張関係が続くアジア太平洋地域における安全保障についても、引き続き米国の防衛協力が確認されました。しかしながら、トランプ大統領は、予測不可能な言動が多いため、日本政府に対しましては、今後とも慎重な対応と揺るぎない日米同盟を築いていただき、国民一人ひとりが安心して暮らせるよう、安全保障に、そして内政に、しっかりと取り組んでいただきたいと強く願っております。さて、平成 29 年度の当初予算編成でございますが、子育て支援や人口減少問題、施設の老朽化問題などを念頭に置いた編成といたしました。一般会計におきましては、総合戦略関連予算が約 3 億 1 千万円、施設の老朽化対策関連予算が約 4 億 2 千万円、国体推進予算が約 1 億 5 千万円、その他給食センター改築事業費など、前年度を 3 億 7,800 万上回る、80 億 9,667 万円の予算となりました。特別会計の 7 会計につきましては、大半の会計で前年

度に比べ減少した反面、介護保険事業特別会計で約1億5千万円の増加となりました。企業会計につきましては、公共下水道事業会計は、前年度から130万円の減少、水道事業会計は建設改良費の増加により5,284万円の増加となりました。平成28年度の補正予算でございますが、一般会計につきましては、財政調整基金積立金や障害福祉サービス費等を追加し、保育所費などを減額したため、全体では36万円の増額補正となりました。特別会計につきましては、とべの館特別会計で718万8千円の追加、国民健康保険事業特別会計では123万円の減額補正となりました。次に、本定例会に提案いたします案件でございますが、公用車の交通事故の和解に関する専決処分の報告が2件、町下水道施設の供用に関する案件が1件、工業立地法に関する条例の制定が1件、そのほか、条例の改正が11件、補正予算が3件、当初予算が10件、人事案件が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で、ご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森永茂男） これから本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番原田公夫君、4番東勝一君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（森永茂男） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月14日開催の議会運営委員会において、本日から3月15日までの22日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月15日までの22日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森永茂男） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、12月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（森永茂男） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 行政報告を行います。平成28年12月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課人事関係でございますが、平成28年度職員採用試験の結果でございます。平成29年4月からの新規採用職員は、9人を予定しております。職種それと採用内定者数は、一般事務の上級が4人、学芸員の上級が1人、保育士・幼稚園教諭中級が4人でございます。申込者数・受験者数につきましては、ご覧のとおりでございます。続きまして、危機管理関係（1）12月26日から30日まで、延べ425人の消防団員が火災予防のため、夜間の特別警戒を実施いたしました。（2）1月14日、陶街道ゆとり公園で消防出初式を行いました。広田小学校の少年消防クラブの規律訓練、消防団員によるはしご操法、応用ポンプ操法などを披露しました。功績のあった個人並びに団体に対し、表彰状授与、感謝状贈呈を行いました。参加者は、ご覧のとおりでございます。企画財政課（1）1月22日、ひろた交流センターで、ひろた野菜&果物スイーツコンテスト2016の最終審査・審査結果発表会を行いました。応募総数は40作品で、入選は次のとおりでございます。グランプリが砥部町総津の日野林志野さん、いちじくのコンポートとコロコロ芋のカスタードパイ、写真のとおりでございます。2ページをご覧ください。準グランプリが松山市の天野みどりさん、おくえもん、写真のとおりでございます。審査員特別賞が高橋沙菜さん、西条市でございますが、広田のはじまり、写真のとおりでございます。（2）平成28年12月5日から平成29年2月6日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が8,043万9千円、落札総額が6,141万9千円、落札率が76.4%でございます。①建設工事が11件、②測量・建設コンサルタントが1件、③委託業務が6件、④物品購入ほか2件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。介護福祉課、12月18日にTOBEオーベルジュリゾートで、3市3町めぐり愛イベント in 砥部を開催しました。3市3町に在住・在勤の男性20人、女性19人が参加し、8組のカップリングが成立いたしました。3ページをご覧ください。建設課の関係でございます。（1）道路改良工事が2件ございます。①町道宮内上組線道路改良工事、②が町道高尾田宮内線道路改良工事でございます。どちらも進捗状況は、3月末完成予定でございます。（2）高市E地区のがけ崩れ防災対策工事でございます。進捗状況は、3月末完成予定でございます。（3）町道深田線道路災害復旧工事で、2月15日に完成いたしました。生活環境課、公共下水道関係、面整備7件でございます。①から④までの南ヶ丘北区の工区につきましては、1月23日と1月31日に完成いたしました。⑤上原町区49-2工区でございますが、1月6日に完成いたしました。⑥高尾田区50工区につきましては、2月末の完成予定でございます。⑦麻生区44工区につきましては、進捗状況2月22日現在で5%でございます。水道事業関係（1）工事関係4件でございます。①上野区配水管布設替工事、1月31日に完成いたしました。4ページをご覧ください。②川井地区配水管布設替工事でございますが、1月31日に完成いたしております。③砥部町上水道第8次拡張事業、その4-3、第2、第3、第4水源他電気計装設備改修工事でございます。2月末完成予定でございます。④砥部町上水道第8次拡張事業、その4-4、

第2、第3、第4水源機械及び滅菌設備工事でございますが、2月末の完成予定でございます。学校教育課、砥部町学校給食センター改築事業は、進捗状況1月末現在で50%でございます。社会教育課(1)12月10日、文化会館で、第12回砥部町人権の町づくり集会を開催し、約400人の参加がありました。愛育幼稚園児による人権劇のほか、麻生幼稚園による実践報告、ダニエル・カールさんによる講演も行いました。(2)1月8日、文化会館で、成人式を開催し、新成人162人が出席しました。式典終了後、松本隆博さんによる記念講演を行いました。(3)1月22日、中央公民館で、町民ミュージカルの出演者オーディションを開催し、43人の出演希望者が参加しました。演出家の忠の仁さん他3人の審査員が、歌やダンス、演技の審査を行い、出演希望者全員の出演を決定しました。(4)1月28日、陶街道ゆとり公園で、第6回砥部町ジュニア駅伝大会を開催しました。小学生と中学生の男女合わせて62チーム、310人が参加しました。マラソンの部には、160人の児童・生徒が参加しました。5ページをご覧ください。(5)1月30日、いきいき砥部大賞を北本悠真さんに贈呈しました。北本さんは、松山工業高校情報電子化の3年生で、昨年8月に開催された第11回若年者ものづくり競技大会の職種別競技、電子回路組立てにおいて、金賞・厚生労働大臣賞を受賞されました。以上で、行政報告を終わります。

○議長(森永茂男) 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 施政方針

○議長(森永茂男) 日程第5、施政方針についてを議題とします。平成29年度の施政方針について説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) それでは、本定例会にあたり、町政運営の私の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様方からのご支援とご負託を賜り、引き続き町政運営の舵取りを務めさせていただくことになりました。町民の皆様方の大きな期待とその職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。これからの4年間も、私の政治理念であります、町民主役のまちづくりをモットーに、しっかりと町民の皆様の声に耳を傾け、皆様方に住んでみたい、住んでよかったとさせていただける、文化とところがふれあうまち砥部町の実現に向け、不退転の決意をもって取り組んでまいります。それでは、2期目にあたりましての施政方針に掲げる重点施策を申し上げます。一つ目は、安心して楽しみながら子育てのできるまちづくりでございます。人口減少社会におきまして、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、出生率の低下に歯止めをかけることが重要であります。そのためにも、従来の子ども医療費助成やファミリー・サポート・センターの運営などの子育て支援に加え、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、子育て用品の購入費助成を拡充するとともに、待機児童の解消に向けて、麻生保育所の改築にも取り組みます。また、老朽化している麻生児童館と砥部老人憩いの家の機能を集約し、麻生地域の子育て支援と高齢者福祉の拠点として、仮称ではありますが総合福祉センターの整備に取り組みます。さらに、中央公民館の大規模

改修に合わせて、子育て世代包括支援センターを開設するなど、子育て支援の充実と福祉の拠点づくりを推進し、子育て世代が安心して楽しみながら子どもを産み育てられる環境の整備に着手をいたします。二つ目は、若者が定着し地域経済が活性化するまちづくりでございます。本町の地場産業である砥部焼をブランド戦略の中核に位置付け、県窯業技術センターとの連携を強化するとともに、砥部焼をはじめとする町産品の認知度向上やニーズを把握するため、東京都で町産品のアンテナショップを開催します。また、東温市とタイアップした中小零細企業販路拡大ステップアップ事業を開催し、中小企業の経営の安定化と地域活性化を図ってまいります。農業分野では、紅まどんななどのブランド果実や広田地域の高原野菜の産地化を推進してまいります。また、合併前に策定していた旧砥部町と広田村の農業振興地域整備計画を、1つに統合し、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のために必要な各種施策を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ってまいります。三つ目は、笑顔がみえるまちづくりでございます。子どもから高齢者まで、だれもが住んで良かったと実感できるまちづくりを推進するため、障害福祉計画と高齢者福祉計画を見直します。障害者が障害の状況に応じて、自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう支援を行うとともに、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して、住み慣れた地域で暮らすことができる仕組みづくりに取り組みます。また、特定健診やがん検診の利便性を高め、受診率の向上を図るとともに、病気の早期発見・早期治療に努めてまいります。さらに、妊婦さんやその家族が、地域において孤立することなく育児ができるよう、妊婦訪問による個別ケアや産前産後ケアなどを充実し、結婚から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援を行ってまいります。防災面では、南海トラフ巨大地震や台風などの風水害への備えとして、既存の防災マップを全面的に見直すとともに、地域の防災力を強化するため、防災士や防災インストラクターの養成を強力に進めてまいります。また、自助・共助の連携を保つため、自主防災組織やボランティア団体など、関係機関と協働し、防災訓練や防災講習会などを実施してまいります。四つ目は、ふるさとづくりでございます。高齢化が進む広田地域において、地域の資源や地域活動などをつなぎ、暮らしの安全と未来の希望を育む小さな拠点づくりを推進してまいります。広田地域への移住・交流を促進するため、地域おこし協力隊による地域協力活動を強化します。また、高齢者等の交通手段を確保するため、引き続きデマンドタクシーを運行するとともに、食料品などの移動販売車による高齢者の見守りや困りごとなどのサポートを行ってまいります。観光面では、広田ふるさとフェスタや砥部焼まつりなどの開催により、賑わいの創出や地域の魅力を発信していくとともに、砥部焼磁器創業240年を記念して開催する町民ミュージカルなどを通じて、地域の価値を再認識し、砥部町への愛着や帰属意識を高めるなど、住民によるまちづくりを推進してまいります。以上、2期目の町政運営にあたりまして、四つの政策を柱に施政方針を申し上げます。担当部署ごとの重点施策につきましては、先にお配りをしております概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。町長就任2期目を本定例会で本格的にスタートさせていただきました。4年前の初心を忘れることなく、町民主役のまちづくりのため、これからも自らが先頭に立ち、チーム砥部として、職員と知恵を出

し合いながら、ふるさと砥部町のために全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上で、施政方針を終わります。

~~~~~

**日程第6 報告第1号 専決処分第1号の報告について（給食運搬車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額）**

**（報告、質疑）**

○議長（森永茂男） 日程第6、報告第1号、専決処分第1号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 報告第1号をご覧ください。専決処分第1号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第1号をご覧ください。専決第1号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。平成29年1月4日、砥部町長佐川秀紀。給食運搬車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。1 損害賠償額3万2,400円。2 相手方住所、伊予郡砥部町宮内685番地、氏名玉井佳幸。3 事故の概要でございます。平成28年12月5日午前11時30分頃に給食運搬車が、県道砥部伊予松山線を北進中、対向車と離合するため、車体を左に寄せた際に、L型側溝にハンドルををられたため車体が左に傾き、アルミ製荷台が相手方のブロック塀に接触し、破損させたものでございます。相手方に過失はなく、損害額の全額を町が賠償することで、和解するものであります。なお、給食運搬車の被害状況及び相手方の被害状況は、別紙資料1、また、事故現場は、資料2のとおりであります。以上、報告いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第2号 専決処分第2号の報告について（スクールバスの交通事故に係る和解）

（報告、質疑）

○議長（森永茂男） 日程第7、報告第2号、専決処分第2号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 報告第2号をご覧ください。専決処分第2号の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第2号をご覧ください。専決第2号、専決処分書。地方自治法第180

条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。平成29年1月16日、砥部町長佐川秀紀。スクールバスの交通事故に係る和解についてでございます。1相手方住所、伊予郡砥部町拾町277番地、氏名、稲荷淡、この方は、平成27年12月28日ご逝去されております。年齢80歳の方で、事故との因果関係は全くございません。保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会。2和解の内容、町及び相手方の損害額を各自それぞれ負担する。自損自弁で。損害額、町6万8千円、相手方7万2,300円。双方とも全額各保険会社負担であります。3和解の概要、平成27年12月7日午前11時15分頃に、スクールバスが県道伊予川内線を東進中、右方より合流してきた相手方所有の普通車の左前方とスクールバス右後方が接触いたしました。町の保険会社、全国自治協会と相手方保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会が過失割合を協議することになりました。そこで、全労済が相手方と示談の交渉のために連絡を取ると、平成27年12月28日に死亡していることが判明いたしました。そのため、相手方相続人との折衝に切り替えましたが、全くが連絡が取れない状況が続いたため、平成29年1月に全労済から、自損自弁での解決が提案されました。町としても、事故当事者がいない中、これ以上の折衝に進展が見込めないことから、提案のとおり同意することが妥当と判断したものであります。なお、バスの被害状況及び相手方の被害状況は、別紙1に、事故現場は、別紙2のとおりであります。以上、ご報告いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

## 日程第8 議案第2号 汚水処理に係る事務の受託について

### (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第8、議案第2号、汚水処理に係る事務の受託についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 議案第2号、汚水処理に係る事務の受託についてご説明申し上げます。地方自治法第244条の3第2項及び第252条の14第1項の規定に基づき、本町の公共下水道施設を利用した、松山市の一部の区域に係る汚水処理に関し、次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、裏面の図面に赤く示してあります松山市上野団地の区域の汚水処理に係る事務の受託について、松山市上野団地の下水を受け入れることに支障のないことから、地方自治法第244条の3第3項及び第252条の14第3項の規定に基づく、議会の議決を求めるため、本案を提案するものでございます。それでは、規約についてご説明いたします。規約は、議案にございます。砥部町と松山市との汚水処理に係る事務の受託に関する規約でございます。規約の第1条から第2条までは、本規約の基本的な事項を定めたものでございます。第3条は、本町が下水処理を受託するための経費につきまして、松山市が負担することを規定した

ものでございます。第4条は、本町と松山市との連絡会議の開催、第5条は松山市が委託事務の管理及び執行について適用される条例等を改正する際、本町に通知すること。逆に、本町が委託事務に関する条例等を改正する際、松山市に通知することを定めたものでございます。第6条は、補則でございます。この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、松山市長と砥部町長が協議して定めるものとする。最後に附則でございますが、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第9 議案第3号 砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める 条例の制定について

(説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第9、議案第3号、砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） 議案第3号をお手元をお願いいたします。議案第3号、砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の3ページをご覧ください。工場立地法の一部改正により、工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限が県から町へ移譲されることに伴い、本町の実情に応じた準則を定めるため、提案するものでございます。議案書の1ページへお戻りください。砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例についてご説明申し上げます。第1条では、この条例制定の趣旨について定めており、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき定める本条例の基準が、工場立地法第4条第1項の規定に代えて適用できる旨を定めています。第2条では、この条例で使用する用語の定義は、工場立地法において使用する用語の例によることを定めています。第3条では、この条例を適用できる区域、緑地の面積、環境施設的面積それぞれの敷地面積に対する割合を以下の表で定めています。表中の区域については、都市計画法第8条第1項第1号に定める工業地域又は工業専用地域です。緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上。環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、100分の15以上と定めています。第4条では、緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法を定めています。第5条では、1ページから2ページにかけてでございますが、敷地が都市計画法第8条に定める用途地域のうち、2以上の区域にわたる場合の適用する割合について定めています。2ページをお願いします。附則でございます。第1項では、施行期日を平成29年4月1日から

施行するものでございます。第2項では、経過措置といたしまして、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、この条例の施行期日以後、生産施設の面積の変更が行われるとき、本条例第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、第1号及び3ページの第2号の表に定める式によるものとしています。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第10 議案第4号 砥部町個人情報保護条例等の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第10、議案第4号、砥部町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第4号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。議案第4号、砥部町個人情報保護条例等の一部改正について。砥部町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の裏面2ページをご覧ください。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部が平成29年5月30日に施行されることに伴い、関係条例を整備する必要があるため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明をさせていただきます。先ほどの一部改正法の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正が行われております。この中で、地方公共団体が条例で定める独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を可能とするための規定が、平成29年5月30日に施行されることから、砥部町に関連する三つの条例の整備が必要になるものでございます。最初に、砥部町個人情報保護条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。別添の資料の1ページでございますが、議案第4号資料1、砥部町個人情報保護条例新旧対照表をご覧ください。第2条第3項中、第23条第1項及び第2項の次に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）を加えます。この号は、情報提供等記録の定義規定でございますが、番号法改正後の第26条の規定により、地方公共団体が条例で定める独自利用事務で特定個人情報の提供を行う場合においても、番号法第23条の規定が準用されることに伴い、改正を行うものでございます。続いて、第29条第2項第1号でございますが、2ページをお開けください。一行目でございますが、第28条を第29条に改めます。これは、番号法の改正によりまして、番号法の第25条と第26条の間に新たな条として第26条が追加され、改正前の第26条以降の条が1条ずつ繰り下がるため、条例中、これらの規定の引用部分の改正を行うものでございます。

次に、砥部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。議案第4号資料2の新旧対照表でございます。第2章第3節中第28条の次に1条を加える改正規定。この中で、又はを若しくはに改め、情報提供者の次に、又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者を加えます。また、第23条第1項及び第2項の次に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）を加えます。この第28条の2では、情報提供等記録の提出先等への通知について規定をされております。番号法第30条第1項の規定により、読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第35条の内容を参考に条例の整備を行っております。そのため、今回番号法の改正により、この読み替えの内容が改正されるため、施行日の平成29年5月30日までに所要の改正を行うものでございます。続きまして、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。4ページをご覧ください。議案第4号資料3の新旧対照表でございますが、第1条及び第5条第1項中、第19条第9号を第19条第10号に改めます。これは、番号法の改正によりまして、番号法第19条第7号と第8号の間に新たな号として第8号が追加され、改正前の8号以降の号が1号ずつ繰り下がるため、条例中それらの規定の引用部分の改正を行うものです。それでは、議案書にお戻りください。議案書の1ページの下でございますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成29年5月30日から施行する。といたしております。以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第11 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第11、議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第5号をお手元にお願ひします。議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町空家等対策審議会を附属機関として規定するため、提案するものでございます。改正内容でございますが、同条に空家対策計画の策定及び変更について必要な事項を審議するため、砥部町空家等対策審議会を追加するため改正するものでございます。議案第5号の資料、新旧対照表をお願いいたします。別表の附属機関、砥部町老人ホーム入所判定委員会の下に砥部町空家等対策審議会、担任す

る事項、空家等対策計画の策定及び変更について、必要な事項を審議すること、構成員の数の定限10人を加えるものでございます。裏面をお願いします。それに関連しまして、附則の2において、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の名称、砥部町老人ホーム入所判定委員会委員の下に、砥部町空家等対策審議会委員、報酬の額、日額7千円を加えるものでございます。議案第5号にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ただいま提案されました中で、10名に7千円ということでございますが、それについては、適当かと思いますが、ただ、この10人のメンバー、充て職を含めて、どういう方を選考されるのか、お尋ねしたいと思います。以上。

○議長（森永茂男） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。現在、考えておりますのは、町議会議員さん、区長会の役員さん、民生委員さん、消防職員、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、必要に応じて大学教授を考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 以上でよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。

~~~~~

## 日程第12 議案第6号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第12、議案第6号、砥部町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町総合計画審議会条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案第6号をお手元によりしくお願いをいたします。砥部町総合計画審議会条例の一部改正について。砥部町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。砥部町総合計画審議会条例の一部改正する条例でございますけれども、2ページをお願いをいたします。この条例の改正理由でございます。提案理由でございます。総合計画及び総合戦略、その他砥部町の将来計画に密接に関連する事項を審議することで、当該計画等の立案、進行管理、効果検証等を効果的に行うため、提案するものでございます。それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。まず、新旧対照表の1ページでございますけれども、まず、題名を砥部町総合計画審議会条例から砥部町総合計画等審議会条例に改めます。第1条の審議会の名称を砥部町総合計画審議会から砥部町総合計画等審議会に改めます。第2条の所管事務につきまして、町長の諮問に応じ、砥部町総合計画に関する事項について審議するという規定ございま

すが、これを総合計画だけでなく砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、その他町長が必要と認める事項についても審議するように改めます。また、4条の任期でございますが、審議会が終了したときに解任されるという規定を、任期を2年とし、再任を妨げないという規定に改めます。この条例を改正することによりまして、砥部町総合計画策定条例、そして、砥部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要が生じたので、附則でその二つの条例を改正しております。新旧対照表の2ページをお願いいたします。砥部町総合計画策定条例の一部改正でございますが、7条の見出しを、総合計画審議会への諮問を総合計画等審議会への諮問に改め、同条中の砥部町総合計画審議会を砥部町総合計画等審議会に改めます。新旧対照表の3ページをお願いいたします。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、別表に規定する委員の名称につきまして、総合計画審議会委員を総合計画等審議会委員に改めます。議案の1ページをお願いいたします。附則でございます。附則の第1項の施行期日でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上で、砥部町総合計画審議会条例の一部改正について説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第13 議案第7号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第13、議案第7号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第7号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。議案第7号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の3ページの一番最後のところをご覧ください。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、提案をするものでございます。改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されたこと、それと育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたこと、そして、介護時間休暇の新設に伴い、部分休業の承認時間に変更されたことの3点でございます。それでは、内容についてご説明をいたします。別添の議案第7号資料、砥部町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表をご覧ください。まず、1ページでございますが、第1条でございます。第1条につきましては、今まで本条例に係る地方公務員の育児休業等に関する法律の条項を表記をしておりましたが、簡潔な

表現に改めるものでございます。次に、第2条は、育児休業をすることができない職員についての規定でございます。同上第4号におきまして、育児休業をすることができない非常勤職員の規定が改正をされております。このうち、1ページの下の方から2ページにかけてでございますが、アの（イ）の規定の改正が行われております。これによりまして、育児休業をすることができる非常勤職員の規定が、任命権者を同じくする職に引き続き雇用された期間が1年以上であり、かつ、子が1歳6箇月になるまでに更新も含めた期間が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員というふうに要件が緩和されたものでございます。また、同じく第4号のイにおきましては、表記の見直しが行われておりますが、内容に影響はございません。次に、3ページでございます。第2条と第2条の2との間に新たな条として第2条の2を追加し、改正前の第2条の2以降の条を1条ずつ繰り下げます。育児休業の対象となる子の範囲の拡大に伴い、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものについて規定を行っております。今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、法律上の親子関係に準ずるような関係がある子も育児休業の対象に含めることとなりました。新たに追加されました第2条の2では、実の親等の反対により養子縁組里親ではなく、養育里親として児童を養育する職員も育児休業の対象に含めることを規定するものでございます。4ページをお開けください。上から7行目でございますが、改正後の第2条の3第2号の出生の日以後当該非常勤職員がの次に砥部町を加え、また、5ページでございますが、同条3号でございますが、改正前の子が1歳6箇月に達する日を子の1歳6箇月到達日に改めております。いずれも表記の見直しによるもので内容に影響はございません。次6ページをお開けください。7ページにかけての説明になりますが、第3条の第1号と第2号の間に新たな号として第2号を追加し、改正前の2号以降の号を1号ずつ繰り下げしております。この条では、一度育児休業をした後に再度育児休業の申し出をすることができる特別の事情について規定をしております。今回、育児休業の対象となる子の範囲が拡大したことに伴う条例の整備を行っております。なお、3ページでご説明をいたしましたとおり、改正前の第2条の2は、第2条の3に繰り下がりましたので、改正後の第3条第7号におきまして、改正前の第2条の2第3号を第2条の3第3号に改めております。続きまして、7ページの下の方から8ページにかけてでございます。第10条の第1項と第2号の間に新たな号として第2号を追加し、改正前の2号以降の号を1号ずつ繰り下げをしております。育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定について、先ほどの第3条と同様、育児休業の対象となる子の範囲が拡大したことに伴う条例の整備を行っております。最後に、8ページの下から9ページにかけてでございますが、第18条の第2項と第3項におきまして、職員及び非常勤職員における子の養育をするための部分休業の承認規定の改正を行っております。平成29年1月1日から施行されました介護時間休暇の新設に伴い、職員の部分休業の承認時間を1日につき2時間から子の保育のための特別休暇又は介護時間休暇を減じた時間を超えない範囲内に改め、また、非常勤職員の部分休業の承認時間を1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から子の保育のための休暇時間又は介護をするため

の時間を減じた時間を超えない範囲内と改めるものでございます。それでは、議案書にお戻りください。3ページをお願いします。3ページ中段でございますが、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてしております。以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。再開は、午前10時50分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

#### 日程第14 議案第8号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（森永茂男） 再開します。日程第14、議案第8号、砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第8号をご覧ください。砥部町学校給食センター条例の一部改正について。砥部町学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、砥部学校給食センター及び広田学校給食センターの統合改築に伴い、統合年度当初より運営委員会を一本化するとともに、新センターの9月稼働に向け、所要の改正を行うため、提案するものであります。議案8号資料をご覧ください。砥部町学校給食センター条例新旧対照表でございます。まず、現行、名称及び位置、第2条で、名称、砥部町学校給食センター、位置、砥部町川井1657番地、広田学校給食センター、砥部町総津368番地を、第1号、名称、砥部町学校給食センター、第2号、位置、砥部町岩谷口460番地に改めます。続いて、運営、第3条中それぞれ、第4条中それぞれのを削ります。続いて、運営委員会の任務、第5条中砥部町教育委員会を砥部町に改めるものです。2ページをご覧ください。2号、小・中学校のPTAの会員4人、人数が明記されていたため4人を削るものでございます。議案書へお戻りください。附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年9月1日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 15 議案第 9 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
(説明、質疑)

○議長(森永茂男) 日程第 15、議案第 9 号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大内社会教育課長。

○社会教育課長(大内 均) それでは、議案第 9 号についてご説明をさせていただきます。お手元の議案書をご覧ください。議案第 9 号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正について。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますけれども、玉谷小学校及び高市小学校の廃校に伴い、体育館及びグラウンドを社会体育施設として住民の利用に供するため、提案するものでございます。それでは、砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、別添の議案第 9 号資料、条例の新旧対照表 1 ページをご覧ください。改正案でございますけれども、砥部町ひろた町民グラウンドの次に砥部町玉谷町民グラウンド、砥部町玉谷 670 番地、砥部町玉谷町民体育館、砥部町玉谷 663 番地、砥部町高市町民グラウンド、砥部町高市 1105 番地、砥部町高市町民体育館、砥部町高市 1106 番地を追加するものでございます。それでは、裏面をご覧ください。社会体育施設の使用料、施設名等でございます。砥部町ひろた町民グラウンドの次に砥部町玉谷町民グラウンド 1 時間 210 円、砥部町玉谷町民体育館 1 時間 330 円、砥部町高市町民グラウンド 1 時間 210 円、砥部町高市町民体育館 1 時間 320 円を追加するものでございます。使用料につきましては、今までどおり砥部町立学校施設利用条例におきます運動施設使用料としております。議案に戻っていただきまして、中ほどの附則でございますが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(森永茂男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16 番三谷喜好君。

○16 番(三谷喜好) ただいま提案されました意見につきましてお尋ねをし、試案を申し上げ、ご協力をお願いしたいと思います。ご案内のように広田地区におきましては、学校を統合しました。それに加えて、過疎、限界集落が増えておる現状でございます。やはり、そこを歯止めするには、今、町長が、今日提案されたように町づくりの一環として、こういうところにね、集まってくれ、人をむしろ増やさんといかんのやないの。この 210 円が、適当かどうかはともかくとして、提案は提案として受けますよ。けど、そのときに、今後の検討課題の中で、このお金がどうしても必要なんか、集落、また別に出してあげてする方法もありましようけれども、そこらを十分考えて、集落が過疎地だということだけでなく、やっぱり何らかの手を差し伸べてもらいたいと思います。以上。

○議長(森永茂男) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。この施設につきましては、社会教育施設をいうふうなことで、広田の住民の皆様方以外の方も利用するというふうなことで、規定をさせていただいております。また、地元の皆様方が使うというふ

うなことにつきましては、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（森永茂男） 今の回答でよろしいですか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ありがとうございます。ぜひそれをして、集落からね、体育館で賑やかな笑い声や、いろんな運動ができる姿を、いっぱい耳にすること、これが一番だと思いますね。その点、愚案を申し上げましたが、ご協力いただきますように要望して終わります。以上。

○議長（森永茂男） ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。

~~~~~

### 日程第16 議案第10号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第16、議案第10号、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第10号、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、議案書裏面をご覧ください。平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴い、これまで実施してきました高齢者在宅福祉事業のうち、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業に移行する事業を整理するため、提案するものでございます。なお、この介護予防・日常生活支援総合事業の内容につきましては、平成24年の介護保険法の改正で、介護予防事業の中に位置づけられました介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、続く平成27年4月施行の改正介護保険法により、新しい総合事業へと発展的に見直されたもので、予防給付の訪問介護と通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効率的、効果的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業へと移行することとされました。この総合事業は、要支援認定者等に対して必要な支援を行う介護予防生活支援サービス事業と、全ての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う一般介護予防事業で構成されております。なお、サービスの内容や利用者サービス提供主体等は、市町村が決定する仕組みとなっております。実施にあたっては、介護サービス事業者以外に、住民等による多様なサービスの基盤整備が必要であり、一定の準備期間が必要なことを踏まえ、平成29年4月まで実施を猶予することができることとされております。本町においても、介護予防生活支援サービスの基盤整備等の準備に取り組み、平成29年4月から実施することとし、平成28年度末までは、従来の枠組での介護予防事業を実施することとしています。それでは、改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第10号資料の新旧対照表をご覧ください。別表、第2条、第3条関係中、通所型介護予防事業及び生活管理指導員派遣事業につきまして

は、平成 29 年 4 月より実施いたします砥部町介護予防日常生活支援総合事業に移行することとなり、これまではサービス利用者が利用者負担金を町へ支払っていましたが、移行後はサービス利用の費用額の 1 割を事業者へ支払うこととなるため、この表より削るものでございます。次に、生活管理指導短期宿泊事業及びいきいき配食サービス事業につきましては、事業の廃止に伴い、表より削るものでございます。次のいきいき見守り配食サービスについてでございますが、この事業内容は、65 歳以上の一人暮らし高齢者等で、日中の見守りが必要で食事の調理が困難な方に、日中の見守りを兼ねた配食サービスを実施し、できる限り介護状態に陥ることなく健康でいきいきした生活をおくれることを目標としております。この事業の運営は、砥部地区については砥部寿会に、広田地区については広寿会に委託をしております。これまで、砥部地区及び広田地区の利用者負担金は、1 食 500 円の同額でございました。平成 29 年度より、砥部地区の原材料費等の実費相当額が 50 円増となったことに伴い、利用者負担額の額を砥部地区と広田地区と区分する整理を行ったものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとします。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 17 議案第 11 号 砥部町介護保険条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第 17、議案第 11 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） 議案第 11 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、議案書裏面をご覧ください。介護保険法施行令の改正により、平成 29 年度における所得指標の見直し及び第 1 号被保険者の保険料率を引き続き減額賦課するため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 11 号資料の新旧対照表をご覧ください。介護保険法施行令の改正により、条例本則の附則に平成 29 年度における保険料の特例といたしまして、2 項を加えるものでございます。附則 13 項では、所得指標の見直し関係といたしまして、介護保険制度においては、第 1 号被保険者の保険料段階の判定に所得を計る指標として、合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した土地の翌年の取得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。この土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責

めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定されます長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除して得た額を用いることとし、平成 29 年度から実施することを希望し、条例で定める市町村については、特例的に平成 29 年 4 月 1 日から施行できることとされました。本町におきましても、収用等に係る一時的な所得の増加により、介護保険事業において不利益を被る場面が想定されるため、これを救済するための所要の改正を行うものでございます。次に、附則 14 項では、低所得の第 1 号保険料軽減強化関係といたしまして、低所得の第 1 号保険料軽減強化については、消費税 10%の引き上げが平成 29 年 4 月に実施されることを前提に、同月から市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定としておりました。しかし、消費税 10%への引き上げが平成 31 年 10 月に延期されたことを受け、平成 29 年度における対応については、平成 29 年度政府予算案が閣議決定により現行の第一段階の方への第 1 号保険料軽減を継続するよう決定されたため、本町におきましても平成 27 年度、28 年度に引き続き第 1 号保険料軽減を行うため所要の改正を行うものでございます。それでは、議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとします。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第 18 議案第 12 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第 18、議案第 12 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） 議案第 12 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、議案書の 21 ページをご覧ください。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を

行うため、提案するものでございます。改正の内容でございますけれども、平成28年4月1日から介護保険法及び関係省令の一部改正によりまして、地域密着型通所介護の創設、これは、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行でございます。これが施行されました。これにより、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、指定及び基準に係る事務が県から町に移行することとなりました。地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業所が提供するサービスの基準については、他の地域密着型サービスと同様、その基準については国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされております。併せて、認知症対応型通所介護に運営推進会議を位置づけるものでございます。小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行は、平成28年4月1日施行されていますが、市町村における指定基準の条例制定については、施行から1年間の経過措置が設けられております。この場合、平成29年3月31日までの間であって、市町村において指定基準の条例を制定施行していない間については、厚生労働省令で定める基準を適用することとされており、今回、所要の改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案資料、議案第12号資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。目次でございますが、改正により、地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、第4節運営に関する基準と第4章認知症対応型通所介護の間に第3章の2地域密着型通所介護から第4款運営に関する基準を加え目次を改めました。次に、2ページの第14条から3ページの30条では、地域密着型通所介護の創設及び関係法令の改正に伴う所要の規定の整理を行いました。次に、3ページから27ページにかけて、今回の地域密着型通所介護が創設されたことに伴う条文の整備を行いました。その内容は、3ページの第3章第59条の次に第3章の2地域密着型通所介護、第1節基本計画の59条の2から3ページから6ページにかけて第2節人員に関する基準第59条の3から第59条の4、それから6ページから8ページにかけて第3節設備に関する基準第59条の5、それから8ページから16ページにかけて第4節運営に関する基準第59条の6から第59条の20、続きまして16ページから17ページにかけて第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準、第1款この節の趣旨及び基本方針で第59条の21から第59条の22、それから17ページから18ページにかけて第2款人員に関する基準第59条の23から第59条の24、それから18ページから19ページにかけて第3款設備に関する基準第59条の25から第59条26、19ページから27ページにかけて第4款運営に関する基準第59条の27から第59条の38を加えるものでございます。次に、27ページの60条から最終の44ページの202条では、地域密着型通所介護の創設及び関係法令の改正に伴う所要の規定の整理を行ったものでございます。ただし、34ページの第80条についてでございますが、この80条、認知症対応型通所介護の準用の規定におきまして、地域密着型通所介護の基準に準じ、これまで義務付けられていませんでした地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置と、おおむね6月に1回以上の開催を義務付ける規定の整理を行っております。それでは、議案書の方にお戻りください。20ページをご覧ください。附則でございますが、施行期日について第1条で、この条例は、平成29年4月1日から施行する。それから経過措置について

第2条で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日の前日までに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令附則第4条第1項に規定する別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができるとしております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 地域密着型のこういうふうには認知症対応通所型の介護でございますが、あれからこの15人という数字からいうたら、砥部町でこういう施設が、現在、申し込みされるところがあるのかということと、統計上認知症と認められとる人が砥部町に何人くらいいらっしゃるかわかりません。そういう私も認知症の一部でしょうけれど、そういうあれが、大体なんぼぐらいあれば満足できるかというか、あれできるんでしょうかね。

○議長（森永茂男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの三谷議員さんのご質問でございますが、まず、認知症対応型の通所介護施設というのは、現在は砥部町にはございません。18人以下の小規模の通所介護事業所もございません。そして、また今後の設置予定というの、今のところ予定はございません。ちょうど平成29年度に第7期の介護保険事業計画がございます。これは、平成30年から33年度までの介護保険の施設整備とか、そういった事業所の開設についても把握して計画に盛り込むことになっております。今現在では、先ほど言ったように計画はございませんが、来年度、各種法人等にヒアリングをして、そういう希望があることも考えられるとは思いますが、現時点ではございません。それと認知症の人数なんですけど、今手元にそういった資料がございませんので申し訳ございません。よろしいでしょうか。

○議長（森永茂男） 今の回答でよろしいですか。ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。

~~~~~

日程第19 議案第13号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第19、議案第13号、砥部町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第 13 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございますが、議案書の 3 ページをご覧ください。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。今回の改正内容でございますけれども、地域密着型介護予防サービスであります介護予防認知症対応型通所介護、それから介護予防小規模多機能型居宅介護、それと介護予防認知症対応型共同生活介護、この三つの介護の事業のうち、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置とおおむね 6 月に 1 回以上の開催を義務付ける規定と、運営推進会議からの報告、評価、要望、助言等の記録を整備し 5 年間保存しなければならない保存義務の規定が整備されたことに伴い、既にこれらを指定しております介護予防小規模多機能型居宅介護、それから介護予防認知症対応型共同生活介護の条文について、準用等の所要の規定の整理を行ったものでございます。それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 13 号資料の 1 ページをご覧ください。第 9 条では、介護保険法の改正に伴う項のずれの整理を行いました。次に、2 ページから 3 ページにかけて、第 39 条では、地域との連携等について、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり、運営推進会議の設置とおおむね 6 月に 1 回以上の開催を義務付ける規定の整理を行いました。次に、第 40 条第 2 項でございますが、ここでは記録の整備について、運営推進会議からの報告、評価、要望、助言等の記録についても 5 年間の保存義務とする規定の追加を行いました。次に、3 ページから 4 ページにかけて、第 44 条第 6 項でございますが、ここでは地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設されたことに伴う規定の整理を行っております。次に、第 62 条でございますが、介護予防認知症対応型通所介護の第 39 条の改正に伴いまして削除をいたしました。次に、5 ページの第 64 条でございますが、65 条の準用規定によりまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に運営推進会議からの報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、5 年間保存しなければならない規定の整理を行っております。次に、5 ページから 6 ページにかけて、第 65 条の準用規定では、指定介護予防認知症対応型通所介護で規定する運営推進会議の設置と開催回数を介

護予防小規模多機能型居宅介護に読み替える規定の整理を行いました。次に、第 85 条では、第 86 条の準用規定により、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に運営推進会議からの報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、5 年間保存しなければならない規定の整理を行いました。次に、86 条の準用規定では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置とおおむね 6 月に 1 回以上の開催を義務付ける第 39 条第 5 項を除く規定について、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に準用する規定の整理及び第 62 条の削除に伴う規定の整理を行っております。それでは、議案書の方にお戻りください。3 ページをご覧ください。附則でございますが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとします。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第 20 議案第 14 号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第 20、議案第 14 号、砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） 議案第 14 号、砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、議案書の裏面をご覧ください。厚生労働省令の改正によりまして、主任介護支援専門員の定義が改められたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 14 号資料の新旧対照表をご覧ください。第 1 条では、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項を介護保険法第 115 条の 46 第 5 項に改める規定の整理を行いました。この介護保険法の引用条項の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律第 5 条の規定の改正に伴いまして、介護保険法第 115 条の 46 に項のずれが生じたことにより整理を行ったものでございます。次に、第 4 条第 1 項第 3 号では、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員については、平成 28 年度から更新制が導入され、更新時における新たな研修が創設されたことに伴い、改正するものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則でございますが、第 1 条で施行期日について、この条例は、公布の日から施行する。第 2 条では、規定の適用についての経過措置を規定しております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時32分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~

日程第21 議案第15号 平成28年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

日程第22 議案第16号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第17号 平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（森永茂男） 再開します。日程第21、議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号から日程第23、議案第17号、平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号までの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 補正予算につきましてご説明をさせていただきます。議案第15号の一般会計から17号のとべの館特別会計までの補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは、一般会計からご説明させていただきます。予算書をお手元によりしくお願いをいたします。1ページをお願いいたします。議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号。平成28年度砥部町の一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,086万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。歳出補正の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、総務費、民生費、衛生費及び教育費におきまして、市町振興協会交付金の増額などによりまして、財源組替を行っております。2款総務費でございますが、2千万円を増額し11億3,839万4千円といたしました。財政調整基金への積立金でございます。次に、3款民生費でございますが、1,754万7千円減額し26億6,255万7千円といたしました。1項社会福祉費では、障害者自立支援給付費及び障害者医療費で706万8千円の増額などがございます。2項児童福祉費につきましては、臨時保育士の賃金3千万円の減額などがございます。次に、8款土木費でございますが、255万円増額いたしまして5億8,639万5千円といたしました。土木建設事業の県営事業負担金の増額でございます。次に、9款消防費でございますが、464万3千円減額をし

5億1,431万円といたしました。全国瞬時警報システム、Jアラートでございますが、このシステムの更新を先送りしたため減額するものでございます。2ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございますが、特定財源といたしまして13款国庫支出金353万2千円、14款県支出金269万6千円、19款諸収入329万6千円を増額し、一般財源といたしまして18款の繰越金916万4千円を減額いたしました。次に、4ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。ご覧の2件の事業を29年度に繰り越すものでございます。まず、個人番号カード交付事業につきましては、予定しておりました申請数が少なかったことによりまして166万7千円を繰り越すものでございます。給食センター改築事業につきましては、工事の遅延により10億3,388万7千円を繰り越すものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計に移らせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第16号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。平成28年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,823万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございます。失礼いたしました。2ページをご覧いただきたいと思っております。歳入からご説明させていただきます。歳入の補正でございますけれども、まず、受診者の減少によりまして外来収入を384万円減額をいたします。外来収入の減額によりまして、一般会計から261万円を繰り入れを行います。3ページの歳出でございます。1款総務費につきましては、外来収入の減少によりまして一般会計繰入金と財源組替を行っております。2款医業費につきましては、受診者数の減少によりまして医薬品費を123万円減額するものでございます。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、とべの館特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第17号、平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号。平成28年度砥部町のとべの館特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,388万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額718万8千円の内容でございますが、基金への積立金でございます。2ページの歳入をご覧いただきたいと思っております。2款繰越金717万1千円などがございます。以上で、議案第15号の一般会計から17号とべの館特別会計までの補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11番政岡洋三郎君。

○11 番（政岡洋三郎） 基金の積立残高についてお聞きいたします。一般会計の分と、とべの館の分で、今回補正した額で見込み額がどのくらいになるんですか

○議長（森永茂男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 政岡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、財政調整基金でございます。2千万円を積立てた後でございますが、27年度末が約14億5,400万円でございます。それで、今年度3億円を取り崩す予定としております。そして、27年度分の基金の処分を1億円積立てております。年度当初ですね。それと預金利子、そして、今回2千万円積立てることによりまして、28年度末、12億7,800万円になるというふうに予想しております。とべの館特別会計でございますけれども、平成27年度末が1億8,483万円でございます。今年度500万円取り崩す予定としております。そして、預金利子と今回の積立合わせまして、28年度末は約1億8,700万円となるというふうに予想しております。以上でございます。

○議長（森永茂男） 以上でよろしいですか。ほかにございせんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第17号までの16件については、お手元に配布の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第17号までの16件については、所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

~~~~~

- 日程第24 議案第18号 平成29年度砥部町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成29年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成29年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成29年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成29年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成29年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成29年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 平成29年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成29年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長（森永茂男） 日程第24、議案第18号、平成29年度砥部町一般会計予算から日程第33、議案第27号、平成29年度砥部町水道事業会計予算までの10件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、29年度の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第18号の一般会計から議案第25号の浄化槽特別会計までを説明させていただきます。まず、全体的な概要につきましてご説明をさせていただきます。お手元に平成29年度の当初予算の概要をお配りしておりますが、そちらをご用意いただきたいと思っております。その15ページをお開きいただきますでしょうか。こちらに一般会計、特別会計、そして公営企業会計、すべての会計を一覧表にしております。まず、一般会計につきましては80億9,667万円で、対前年度3億7,800万8千円の増加で、4.9%の増加でございます。この要因でございますけれども、消防費で災害対策基金の積立金の減少などにより約4,600万円減少し、教育費で給食センター改築事業費の減少などによりまして、約1億3,200万円減少しております。その一方で、民生費で障害者自立支援給付費、県後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計への繰出金などの増加によりまして、約1億4,700万円増加をいたしました。また、土木費でも道路橋りょう維持費で4,600万円、改良事業で約9千万円、そして、公営住宅の改良工事などによりまして住宅費で約7,700万円増加をしております。特別会計でございますが、七つの特別会計の合計額が56億682万2千円、対前年度7,366万6千円の増加で、1.3%の増加でございます。大幅に増加した会計はですね、介護保険事業特別会計の保険事業勘定でございます。利用者等の増加によりまして、保険給付費や地域支援事業費などが大幅に増加したことによりまして、1億5,119万4千円増加をしております。反対に、国民健康保険事業特別会計の事業勘定では、被保険者の減少などによりまして、4,848万6千円減少をいたしました。また、浄化槽特別会計では、1,657万7千円減少しております。29年度は基金への積立を利子のみといたしましたので、積立金が約1,200万円減少をいたしました。公営企業会計でございますが、公共下水道事業会計では、資本的支出で工事費や企業債の償還金が増加したものの、設計委託料を大きく減少したために513万2千円減少しております。水道事業会計では、固定資産除却費や退職給付引当金が大きく減少したことなどによりまして、収益的支出で7,256万5千円減少をいたしました。資本的支出では、配水管布設替工事などによりまして1億2,540万5千円増加をいたしました。17ページをお願いいたします。町債の状況でございます。上の表でございますけれども、29年度末、黄色い網掛けの一番右でございますが、29年度末で131億1,305万4千円を見込んでおります。これは、28年度末に比べまして、約5億6,600万円増加するというふうに見込んでおります。18ページをご覧くださいと思います。上の人件費の状況でございますが、上の表は一般職員の人件費でございます。29年度は、一般会計では、13億3,057万6千円、対前年度1,533万1千円減少をしております。今まで、教育長を一般職として区分して集計しておりましたが、特別職として区分したことによりまして減少したものでございます。特別会計の増加と相殺されまして、全体では、959万2千円の減少ということになっております。下の表は、臨時職員の賃金でございます。29年度は、全体で4億6,780万8千円で、2,510万3千円増加しております。主に一般会計の増加でございます。それでは、一般会計の予算書をお手元をお願いいたします。1ページをお願いいたします。それでは、一般会計からご説明をさせていただきます。議案第18号、平成29年度砥部町一般会計予算。平成29年度砥部町の一

般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億9,667万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。第3条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。第5条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費は除きます、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、歳入歳出予算につきましてご説明させていただきますが、予算の概要を使ってご説明をさせていただいたらと思いますので、概要をお手元をお願いいたします。概要の20ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明をさせていただきます。まず、上の表でございます、上の表の一番上でございますが、29年度の町税でございますが、19億9,117万2千円でございます。20億円を下回りました。軽自動車税は伸びているものの労働人口の減少や企業収益の減少などによりまして、対前年度5,683万5千円減少すると見込んでおります。以下、町債まで増減の大きなものでは、その他で3億5,769万1千円の増加でございますが、これにつきましては、基金の繰入金が主なものでございます。次に、歳入を個別に見ていきたいと思っております。下の表でございますが、下の表は、町税の状況でございます。個人町民税、法人町民税につきましては、労働人口の減少や企業収益などによりまして、減少すると見込みました。固定資産税につきましては、評価額の時点修正などによりまして、減少すると見込みました。たばこ税につきましても、たばこ離れが進むということで、減少するものと見込んでおります。軽自動車税につきましては、新税率の適応などによりまして、増加すると見込んでおります。21ページをお願いいたします。譲与税、交付税につきまして、28億8,980万円で、地方交付税の特別交付税を2千万円増額したほかは、前年度と大きな変化はございません。下の表の分担金、負担金、使用料、手数料につきましては、2億9,187万5千円で、対前年度618万4千円減少しております。保育所使用料や幼稚園授業料の減少が主な要因でございます。22ページをお願いいたします。国県支出金でございますが、29年度は10億8,316万3千円で、対前年度9,703万6千円増加をいたしております。国庫金につきましては、障害者福祉費負担金や子ども・子育て支援費の施設型給付費負担金など、民生費の国庫負担金が大きく増加をしております。県支出金につきましては、6,909万5千円の増加となっております。国体の運営費補助金が主な要因でございます。下のその他の収入でございます、財産収入、繰入金等でございますが、11億2,246万円で、3億5,769万1千円増加をしております。主に繰入金で、財政調整基金、公共施設更新準備基金などの基金の繰入金の増加でございます。23ページをお願いいたします。町債でございますが、ご覧の11件につきまして、7億1,820万円借り入れる

予定でございます。その下の地方消費税交付金の充当先でございますが、消費税分の充当でございます。この地方消費税交付金は、あくまで一般財源ではございますが、消費税の趣旨に沿って社会保障費に充当する旨を表記したものでございます。歳入の概要につきましては、以上でございます。続きまして、歳出につきましてご説明をさせていただきます。隣の24ページをご覧いただきたいと思います。下の表でございます。一般会計当初予算の目的別、款別でございますが、その年度比較でございます。まず、議会費でございますが、1億707万4千円で、対前年度257万8千円増加いたしました。主に人件費の増加でございます。総務費につきましては、11億337万円で、対前年度8,744万1千円増加をいたしました。選挙費で減少したものの、庁舎照明器具改修工事費これが約3,900万円、そして、臨時職員賃金が計上費目の組み替えで、約2,100万円増加をしております。また、国体推進費が1億5,067万2千円で、約6,800万円の増加でございます。民生費につきましては、26億3,391万5千円で、対前年度1億4,652万3千円増加をいたしました。障害者自立支援給付費支給事業費が3億6,511万1千円で、約3,500万円増加をしております。県後期高齢者医療広域連合負担金が2億4,367万8千円で、約2,400万円増加をしております。また、介護保険特別会計への繰出金3億1,689万1千円で、約3,500万円増加をしております。その他保育所費や子ども・子育て支援費の増加などによりまして、児童福祉費が9億7,362万9千円で、約6,200万円増加をしております。衛生費でございます。8億4,722万4千円で、対前年度1,079万5千円減少をいたしました。簡易給水施設等の改良工事が5,090万円で、約4,200万円増加した一方、清掃費が4億68万8千円で、約2,300万円減少、水道事業会計への繰出金が1億6,050万円で、約1,600万円減少をしております。労働費につきましては、2,700万5千円で、ほぼ前年度と同額でございます。農林水産業費につきましては、2億5,602万5千円で、対前年度4,057万円増加をいたしました。農業振興地域整備計画策定委託料これが661万円、銚子ダム施設の機能保全計画策定が1,100万円、ため池ハザードマップ作成委託料が200万円、また、土地改良施設維持補修工事費これが約1,100万円増加をしております。商工費につきましては、2億2,969万円で対前年度6,480万1千円増加をいたしました。春の砥部焼まつりの拡充によりまして、負担金が650万円で500万円増加、とべ温泉特別会計への繰出金2,634万円で、約1,300万円の増加、伝統産業会館のエレベーター等の改修工事費これが2,923万円でございます。そして、伝統産業会館裏の第2駐車場の造成工事これが2,853万4千円などでございます。土木費につきましては、7億855万3千円で、対前年度1億9,915万円増加をいたしました。道路橋りょう維持費が2億4,262万円で、約4,600万円増加しました。道路橋りょう新設改良費が1億2,045万円で、約9,000万円増加をしております。また、公営住宅改修工事費の増加によりまして、住宅費が9,737万1千円で、約7,700万円増加をしております。消防費でございますが、4億7,125万6千円で、対前年度4,643万7千円減少をいたしました。伊予消防等事務組合の負担金が3億8,652万6千円で、約2,100万円増加した一方、災害対策基金の積立金が2万円で、約5,000万円減少をいたしました。教育費につきましては、11億3,539万1千円で、対前年度1億3,247万4千円減少をいたしました。砥部小学校校舎の大規模改修工事が1億2,355万2千円で、小学校の学校管理



費が増加する一方、体育施設費が1,051万円で、約8,300万円減少をいたしました。また、給食センター改築事業費が6,409万円で、約2億800万円減少をしております。公債費につきましては、5億6,716万7千円で、対前年度2,657万2千円増加をいたしました。26ページをお願いいたします。26ページでございます。こちらの表でございますが、これは、一般会計の当初予算を性質別に整理をしたものでございます。まず、義務的経費といたしまして、人件費、扶助費、公債費が33億2,645万円で、6,533万1千円増加をいたしました。扶助費が2,583万4千円増加をしておりますが、児童手当が減少する一方、障害者自立支援給費等が大幅に増加をしております。投資的経費につきましては、普通建設事業費が8億3,561万7千円で、対前年度1億4,138万7千円増加をしております。主に土木費の伸びなどがございます。その他の経費につきましては、39億3,460万3千円で、対前年度1億7,129万円増加をしております。その中で、物件費が3,067万2千円増加しております。各種計画の策定委託料がの中で増加をしております。補助費等が1億6,265万6千円増加をしております。これにつきましては、国体実行委員会への負担金、伊予消防等事務組合への負担金、後期高齢者医療広域連合負担金の増加などが主な要因でございます。積立金の減少は、主に災害対策基金への積立金の減少でございます。繰出金の増加につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金の増加が主なものでございます。それでは、予算書の6ページに戻っていただきたいと思っております。債務負担行為でございます。債務負担行為につきましては、ご覧の13件の設定を行います。まず、一番上の中小企業制度利子補給につきましては、中小企業の振興のために貸す金額の上限を2億5,000万円とし、補給期間を融資を受けた日から5年以内とするものでございます。次の4件でございます。これにつきましては、公用車の借上に対する債務負担でございます。車検期間の違いにより、乗用タイプでは36年度まで、貨物タイプでは、35年度までとしております。次の戸籍総合システム更改に係る機器類借上料及び保守委託料に対する債務負担から、一番下のひろた交流センター用地借上料に対する債務負担5件につきましては、期間を30年度から短いもので31年度、長いもので39年までとして、設定を行うものでございます。7ページでございますが、坂村真民記念館につきましては、特別展に関するものを期間を30年度として、2件設定を行うものでございます。農業振興地域整備計画策定業務委託料に対する債務負担につきましては、29年度と30年度の2か年で策定するため期間を30年度、そして、限度額を339万2千円として設定をするものでございます。次に、8ページをお願いいたします。地方債でございます。今年度は、7件の11事業について予定をしております。一番上の公共事業等の1,900万円につきましては、橋梁長寿命化修繕事業に対するものでございます。次の学校教育施設等整備事業の9,260万円につきましては、砥部小学校校舎等大規模改修事業に対するものでございます。防災対策事業の1,430万円につきましては、消防団第7分団詰所車庫整備事業に対するものでございます。合併特例事業の5,790万円につきましては、総合福祉センター建設事業に対するものが1,680万円、学校給食センター改築事業に係るものが1,350万円、中央公民館耐震等の改修工事に対するものが2,760万円でございます。過疎対策事業の7,390万円につきましては、国保診療所の歯科吸引ポンプ装置一式整備事業に対するものが60万円、町道仙波線道路改良事業に対する

ものが2,350万円、広田地域簡易給水施設改良事業に対するものが4,980万円でございます。一般会計出資債の1億6,050万円につきましては、上水道第8次拡張事業の一般会計出資金に対するものでございます。最後に臨時財政対策債3億円でございます。一般会計につきましては、以上でございます。次に、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第19号、平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算。平成29年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定28億7,721万1千円、直営診療施設勘定7,125万7千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営診療施設勘定2,000万円と定める。第3条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。12ページをお願いいたします。まず、事業勘定の歳出でございます。29年度は、28億7,721万1千円で、対前年度4,848万6千円減少をしております。7款の共同事業拠出金が6億2,576万2千円で、1,497万円増加する一方、被保険者の減少などによりまして、2款の保険給付費が17億2,784万3千円で、3,273万5千円減少をいたしました。また、3款の後期高齢者支援金が3億1,979万3千円で、2,152万9千円減少をしております。歳入でございますが、10、11ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税が4億5,732万1千円で、前年度より1,681万8千円減少をいたしました。また、4款の療養給費等交付金が5,637万4千円で、2,550万3千円、5款の前期高齢者交付金が7億3,663万2千円で、2,535万2千円、それぞれ減少をしております。退職者の減少や実績により減少をしております。次に、直営診療施設勘定でございますが、44、45ページをお願いいたします。29年度予算でございますが、7,125万7千円で、対前年度635万円減少をしております。患者数の減少によりまして、医業費が1,617万6千円で、492万4千円減少をいたしました。歳入でございますが、42、43ページをお願いいたします。1款の診療収入2,212万6千円と8款の繰入金、これは、一般会計の繰入金と事業勘定からの繰入金でございますけれども、4,908万8千円などで賄っております。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。議案第20号、平成29年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算。平成29年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,592万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いいたします。29年度の予算でございますが、2億4,592万6千円で、対前年度249万1千円減少をいたしました。保険料等の減少によりまして、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が326

万4千円減少をしております。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料1億6,045万1千円と3款の繰入金、これは、一般会計からの繰入金でございますが、7,820万2千円が主な歳入でございます。この会計につきましては、保険料などを受け入れて広域連合などに納めるということが主な業務となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。次に、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。議案第21号、平成29年度砥部町介護保険事業特別会計予算。平成29年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定21億7,854万8千円、介護サービス事業勘定4,335万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、一時借入金、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定2億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第3条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、12ページをお願いいたします。まず、保険事業勘定の歳出でございますけれども、29年度は、21億7,854万8千円で、対前年度1億5,119万4千円増加をいたしました。2款の保険給付費が20億2,485万8千円で、8,221万9千円増加をいたしました。居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費で約9,200万円増加をしております。また、4款の地域支援事業費が1億1,119万4千円で、5,544万5千円増加をいたしました。介護予防生活支援サービス事業に伴い、訪問型、通所型のサービス費が増加しております。歳入でございますが、10、11ページをお願いいたします。1款の介護保険料が4億1,851万3千円で、325万9千円減少をいたしました。3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金いずれも2,000万円から4,000万円の間に増加をしております。7款の繰入金につきましては、3億5,889万9千円で、6,135万6千円増加をしております。一般会計繰入金が約2,800万円増加をしております。また、基金繰入金も約3,300万円増加をしております。次に、サービス事業勘定の歳出でございますが、54ページをお願いいたします。29年度では4,335万円で、対前年度114万6千円減少をいたしました。2款のサービス事業費では、広寿会に委託しております居宅介護サービス事業委託料の減少や介護予防サービス計画費のケアプランの作成委託料の減少などによりまして、114万6千円減少をいたしました。歳入でございますが、52、53ページをお願いいたします。ご覧のとおり、ほとんどを一款介護サービス収入3,784万6千円と一般会計からの繰入金550万3千円で賄っております。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。次に、とべの館特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第22号、平成29年度砥部町とべの館特別会計予算。平成29年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,688万1千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分

及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いをいたします。29年度は3,688万1千円で、18万3千円増加をいたしました。歳入でございますが、6、7ページをお願いをいたします。ご覧のとおり、ほとんどを売店収入3,520万円と繰越金146万7千円で賄っております。とべの館特別会計につきましては、以上でございます。次に、とべ温泉特別会計につきましてご説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第23号、平成29年度砥部町とべ温泉特別会計予算。平成29年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,050万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いをいたします。29年度は5,050万円で、196万7千円減少をいたしました。この減少の主な要因といたしましては、工事費などの減少が主なものでございます。歳入でございますが、6、7ページをお願いをいたします。1款事業収入を2,391万7千円見込んでおります。前年度に比べまして、1,480万2千円減少すると見込んでおります。収入が不足するため、一般会計から2,634万円を繰り入れます。前年度に比べまして1,285万円増加をしております。とべ温泉特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、農業集落排水特別会計につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお願いをいたします。議案第24号、平成29年度砥部町農業集落排水特別会計予算。平成29年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,936万2千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いをいたします。29年度予算は2,936万2千円で、69万4千円減少をいたしました。歳入でございますが、6、7ページをお願いをいたします。1款使用料手数料は857万2千円で、29万1千円減少しております。玉谷小学校の閉校が主な要因となっております。3款の国庫補助金につきましては、施設の機能診断を2か年に分けて行うことになったため、当初予算比較では100万円減少をしております。4ページをお願いをいたします。債務負担行為でございますが、処理施設維持管理業務委託料に対する債務負担を期間、平成30年度から平成31年度、限度額を828万8千円として設定をするものでございます。農業集落排水特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお願いをいたします。議案第25号、平成29年度砥部町浄化槽特別会計予算。平成29年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,379万3千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いをいたします。29年度予算でございますが、7,379万3千円で1,657万7千円減少をいたしました。1款の浄化槽

点検管理費が7,273万2千円で、457万2千円減少、2款の諸支出金が、6万1千円で、1,200万5千円減少しております。これにつきましては、基金の積立金の減少でございます。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。1款の事業収入6,569万3千円と5款の繰越金803万3千円がほとんど占めております。公共下水道への接続や他業者への管理替などによりまして、契約件数が減少をしております。浄化槽特別会計につきましては、以上でございます。以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） ここでしばらく休憩します。再開は午後2時20分の予定です。

午後2時5分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（森永茂男） それでは再開します。引き続き説明を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） それでは引き続きまして、議案第26号、27号についてご説明申し上げます。1ページをお開けください。議案第26号、平成29年度砥部町公共下水道事業会計についてご説明申し上げます。第1条、平成29年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は第1款下水道事業収益合計3億760万円、支出は第1款下水道事業費用合計2億8,715万1千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,765万5千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,100万円と過年度分損益勘定留保資金9,665万5千円で補てんするものとする。収入は第1款下水道資本的収入合計5億2,857万5千円、支出は第1款下水道資本的支出合計額6億4,623万円でございます。次のページをお願いいたします。第5条、企業債でございますけれども、起債の目的は公共下水道整備事業費、限度額は2億6,200万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第6条、一般借入金の限度額は5億円と定めています。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与で、4,397万8千円としています。第9条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億4,000万円と定めています。平成29年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第26号の説明を終わります。続きまして、議案第27号でございます。平成29年度砥部町水道事業会計についてご説明申し上げます。1ページをお開けください。平成29年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めています。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は第1款水道事業収益合計額3億5,414万4千円、支出は第1款水道事業費用合計額3億732万6千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,930万円は、建設改良積立金5,803万1千円、当年度

消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,494 万円及び過年度分損益勘定留保資金 3,632 万 9 千円で補てんするものといたします。収入は第 1 款水道資本的収入合計額 5 億 6,095 万 6 千円、支出は第 1 款水道資本的支出合計額 6 億 9,025 万 6 千円でございます。次のページをお願いいたします。第 5 条、企業債でございます。起債の目的は水道事業費、限度額は 2 億 9,520 万円、起債の方法、利率、償還方法は一般会計と同様でございます。第 6 条では、一時借入金の限度額は 2 億円と定めています。第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第 8 条で議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、4,685 万 3 千円としています。第 9 条、たな卸資産購入限度額は、1,000 万円と定めています。平成 29 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第 27 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。（質疑なし）

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 18 号から議案第 27 号までの平成 29 年度当初予算 10 件については、16 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議案第 18 号から議案第 27 号までの平成 29 年度当初予算 10 件については、16 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 2 時 27 分 休憩

午後 2 時 28 分 再開

○議長（森永茂男） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に山口元之君が、副委員長に三谷喜好君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査結果については、3 月 15 日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 29 分 散会

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                          |                                                                                                               |                                                                                                              |                                                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                | 平成 29 年 2 月 28 日                                                                                              |                                                                                                              |                                                             |
| 招 集 場 所                                  | 砥部町議会議事堂                                                                                                      |                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                      | 平成 29 年 2 月 28 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                             |                                                                                                              |                                                             |
| 出 席 議 員                                  | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 面岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                       | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                  | なし                                                                                                            |                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>広田支所長 佐伯修二<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>産業振興課長 岡田洋志<br>国体推進課長 西松伸一<br>学校教育課長 坪内孝志 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>企画財政課長 大江章吾<br>保険健康課長 松下寛志<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>社会教育課長 大内 均 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                       | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 中山晃志                                                                                      |                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                    | 5 人                                                                                                           |                                                                                                              |                                                             |



平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 29 年 2 月 28 日 (火)

午前 9 時 30 分開議

○議長 (森永茂男) ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長 (森永茂男) 日程第 1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。9 番大平弘子君。

○9 番 (大平弘子) 9 番大平弘子です。貧困世帯の子どもに対する教育支援についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。子どもの貧困対策推進法が施行され 3 年がたちました。生まれ育った環境で将来が左右されないようにとの方針は示されましたが、ひとり親家庭など、経済的に苦しい家庭の子どもたちが、教育の機会を奪われるケースが後を絶ちません。学ぶ意欲と能力があるのに、経済的な事情で高校への進学を諦めたり、中途退学せざるを得ない貧困世帯の子どもは多く、高校進学への道が閉ざされれば、その後の進学や就職などに影響が及ぶ可能性もあります。平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法に基づき、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が各地域に設置されました。福祉事務所のない本町には、県が実施主体となり、社会福祉協議会に窓口が設置されています。任意事業のため学習支援事業は、現在実施されていませんが、昨年 4 月には、貧困世帯の子どもに対する高校中退防止への取組が強化されています。本町における貧困世帯の子どもに対する教育支援について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長 (森永茂男) 佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 大平議員のご質問にお答えします。貧困世帯の子どもに対する教育支援についての質問ですが、貧困の連鎖を断ち自立するためには、経済的な事情にとらわれることなく、高校への進学は大切であると思います。全ての意思ある高校生が、安心して勉学に打ち込める社会を目指し、公立高校の授業料が無償化されましたが、全国的には、今なお高校進学を諦め、また、中退する子どもたちがいることはご指摘のとおりでございます。貧困世帯への教育支援については、経済的負担の軽減とともに、子どもたちの周辺環境や学力面での支援が必要であると考えております。このような中、本町では、高校進学への支援として、無利子での奨学資金の貸与を行っております。内容としましては、公立高校は月額 2 万円、私立高校は 2 万 5 千円を貸与し、対象は高校 3 年生までとしています。また、小中学校の児童生徒に対しては、学用品費や給食費などの援助を行い、経済的負担の軽減に努めております。加えて中学校では、希望生徒に対し、地域ボランティアの協力により、放課後の

補充学習に取り組み、学力面での支援を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置により、福祉的な視点から家庭環境への働きかけも行っております。本町では、経済的事情を理由として高校に進学しない生徒は、ここ数年おりませんが、引き続きこれらの取組を充実させ、貧困世帯に対する教育支援を図ってまいりたいと考えております。以上で、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 2月25日の愛媛新聞に書かれていたんですが、東温市田窪の市中央公民館で、ひとり親家庭の中学生が宿題や自習に取り組み、支援は、県職員OBや大学生の学習支援ボランティアがしていると書かれていました。県は、ひとり親家庭の子どもは、経済的な理由で塾に通えない事例がある、子育て支援課とし、2016年度から派遣事業を開始、西条、東温、鬼北の3市町で、塾形成の、形成式の学習会を開いております。県によると15年4月時点で、県内のひとり親家庭は約2万3,800世帯、そのうち母子家庭は、86%が母子家庭となっております。県から、子ども子育て支援の事業の委託を受けている県母子寡婦福祉連合会の事務長は、塾に通えない、学校の授業についていくので精一杯と指摘、大切な学びの場になっていると説明しております。課題は、学習支援ボランティアの確保によると考えられる。県によると、利用している子どもたちからは、高校で資格を取って就職したい、大学にも行きたいといった目標が聞かれていると言われています。学ぶ意欲を後押しし、家庭の経済状況を理由に将来の選択肢が制限されないよう、充実した支援が必要だと書いていました。砥部町には、ひとり親家庭支援があるのでしょいか、お尋ねいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんの再質問にお答えいたします。今の新聞の内容につきましては、先ほど私が申し述べましたように中学校では、ボランティアで先生のOB等が補充学習をしておりますから、今の内容を正しく砥部町ではやっておるといふふうに考えております。ただ、最後のひとり親家庭の支援につきましては、そのひとり親家庭に対する、子どもの学習に対する支援というのは、今、中学校で希望があればできるということでございますけれども、その他の施策については、いろんな意味でやっておるといふふうに考えております。

○議長（森永茂男） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） ひとり親家庭支援には、学習会、人員確保が課題となっております。それを含めて、今後の砥部町に期待してよろしいんでしょうか。お願いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども申しましたように、ちゃんと取り組んでおりますので、人員確保についても、中学校の先生のOBとか、しっかりと取り組んでおりますので、できるというふうに思っています。

○議長（森永茂男） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） 町長の答弁に期待をいたしまして、私の、以上で、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森永茂男） 9番大平弘子君の質問を終わります。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） それでは、お許しをいただきました議長の。10番面岡でございます。2問質問をいたします。まず、はじめに町長、ご当選おめでとうございます。ただいまから、第1問、就学援助制度について質問をいたします。平成27年度版子ども・若者白書によると、子どもの相対的貧困率は、平成24年には16.3%と過去最悪となっており、先進国である日本の17歳以下の子どもの6人に1人が貧困状態にあるとされています。中でも深刻なのは、ひとり親世帯の子どもで、相対的貧困率は54.6%、2人に1人を超えています。また、日本の子どもの貧困率は、国際的にみても決して低くありません。経済協力開発機構、OECDによると、日本の子どもの相対的貧困率は、加盟国34か国中10番目に高く、特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は、加盟国中で最悪となっています。日本は豊かな国だと思っている人は、この現状に実感がわかないかと思います。経済的理由により就学困難と認められ、給食費、学用品費、修学旅行費などの就学援助を受けている児童生徒は、平成24年には約155万人に達し、就学援助率は少子化で子どもの数が減っているにも関わらず上昇を続け、全児童生徒の15%あまりを占めています。本町では、平成28年度から就学援助制度の自治体間格差を是正するため、また、子育てをより支援するため、認定基準を緩和しました。その結果、援助を受けている児童生徒数は、ほぼ2倍に増加をしているようです。家庭の経済状況の悪化が、子どもの教育に様々な影響を与えていると言われてはいますが、本町の就学援助率を近隣自治体と比較した結果について、高いか又は低いのか、また、今後、本町の就学援助対象児童生徒は、増えるのか少なくなるのか、推移をどういうふうにご考えられているのか、教育長に伺います。また、就学援助制度の認定基準や支給額については、自治体の財政状況や就学援助に対する考え方が直接関係してきますが、数ある、いろいろな施策の中でも、就学援助制度予算の優先度は、高い方というふうにご考えられているのか、町長に伺います。以上、よろしくお願ひいたします。失礼しました。すみません失礼しました。第2問、お願ひいたします。歩行者の安全確保について。高尾田交差点周辺、Aコープ城南入口付近などの歩道が劣化し、歩行者にとってとてもつまずきやすく、歩きにくい状態になっています。実際に転倒したという声も聞きました。特に高齢者や幼児にとっては、現状のままでは危険です。また、交差点から東温市方面に向かって右側の歩道が、一部民有地の影響により途切れ、通行に危険を生じさせています。これらの状況を把握しているのか、対応状況について、町長にお伺ひをいたします。以上で、よろしくお願ひをいたします。失礼しました。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、就学援助制度についてのご質問ですが、就学援助率と対象者数の推移につきましては、私の答弁の後、教育長がお答えをいたしますので、私からは就学援助制度の優先度についてお答えいたします。就学援助制度は、学校教育法などにに基づき、児童生徒の教育を受ける機会を経済的理由によって、損なわれることのないようにするための制度であり、特に優先度の高いものと考えております。次に、歩行者の安全確保についてのご質問でございますが、まず、高尾田交差点周辺の歩道の劣化についてのご質問ですが、昨年の10月に高尾田区の区長さんから要望があり、県に現地を確認していただいた結果、29年度の当初予算に係る予算を要求していただいております。

りますので、29年度から補修工事を行なっていただけるものと思っております。次に、伊予川内線の歩道整備についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、沿線では、一部歩道が整備されていない箇所があり、歩行者に大変ご不便をおかけしております。歩道の必要性については、十分認識をしており、土地の所有者に対し、親族を通して、再三、県とともにお願いをしておりますが、いまだご理解を得ることができておりません。面岡議員もご承知のとおり、ご指摘の箇所は民地であり、土地所有者の協力なしでは、歩道の整備ができません。引き続き、土地所有者に対しまして、協力をお願いしてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 面岡議員のご質問にお答えいたします。まず、本町の就学援助率を近隣の自治体と比較した結果についてのご質問ですが、中予地区の自治体と比較した場合、松山市は15.2%、近隣の他の2市2町の平均は9.7%で、本町の援助率は8.4%となっております。就学援助の認定基準につきましては、28年度に見直しを行いましたので、近隣市町との格差は是正されております。そのうえで、本町が他市町に比べ低い援助率となっているのは、援助を必要とするご家庭が少なかったということを表しているものではないかと考えております。次に、本町の就学援助対象児童生徒数の推移についての質問ですが、要保護・準要保護児童生徒は、28年の認定基準の見直し以前から若干の増加傾向にあり、また、生活保護世帯数も増加している現状を鑑みると、本町では、今後、児童数は減少するものの、就学援助対象者数については、当面、少しずつ増加していくのではないかと考えております。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 援助率が低いのは、家庭の事情が良いからだろうというようなことを言われました。それは、なるほどそういうこともあろうかと思いますが、今後、だんだん子どもは減ってくるけれども、人数は増えるんだろうというふうに言われておりますが、それはだんだん家庭環境が悪くなるということでしょうか。悪くなる、そこら辺ちょっとまた、経済的に苦しい家庭が増えてくるということですか。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 面岡議員さんのご質問にお答えいたします。今後、就学援助率といいますが、児童生徒のこの受給を受ける人数が、だんだんこう多くなっていく可能性があるということをご答弁申し上げましたけども、児童生徒数は、毎年、小学校1年あるいは中学校1年に入学する生徒数が、14、5名程度減少する現状であります。それを少子化において、子どもたちが少なくなってくるわけですが、やはり、この家庭経済状況を考えてみますと、やはり、ひとり親家庭又は生活補助を受ける家庭が多くなる社会、全国的な傾向に砥部町も考えられる状況があらうかと思っておりますので、少しずつではありますが増加する傾向が、予想しておかなければならないと考えております。特に啓発につきましては、26年度に三谷議員さんからご指摘いただきまして、援助率措置要綱を緩和して2倍近く受給者が増えてきたわけですが、このことにつきましても、啓発は毎回、毎年、広報で、年度末といいますが、12月に町内に啓発をし、その後、小学校の入学式の説明会、中学校の説明会の折に事務

局からこういう制度があるということを徹底、お話し申し上げて各封筒に、全部、保護者にお渡ししております。ですから、該当者、希望者がその資料を受け取るんでなくて、全家庭がそれを持って帰って、自分の家庭がその要件に入っているかどうかを確認していただいて申請するような取組をしておりますので、27年度から始まったこの取組が、28年度には面岡議員さんが言っていた倍近くの受給者に増えてきているということで、制度としては、砥部町の取組としては十分効果が上がっているように感じております。今後とも充実した取組をさせていただきたいと思っております。以上で、面岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 町長にお尋ねをいたします。就学援助の制度と申しますか、予算、これは、いろいろな施策が役場にはあろうかと思っております。そういう中で、高い、そういうものの予算は、かなり重要視をされておられるのかどうかというの、もう一回ちょっとわからなかったのをお願いをいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどもお答えをさせていただいたとおりでございますけれども、高いというふうに考えております。また、それについては十分取り組んでいきたいというふうにも思っております。

○議長（森永茂男） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） まあ、これは、ちょっと話がずれるかもしれませんが、これが本当に、限られた予算で、いろいろな施策がいろいろとあろうと思うんです。それで、優先順位とかいうものは非常に大切だろうというふうに思います。特に人を育てるという教育、そういうものには特に大切であるという、町長も考えられておりますように全く同じ考えてございますが、今後は、そういうやはり財源をつくるためにも、これからちょっと知恵を出して、国の交付金だけを頼るのではなくて、自分の、自身の自治体の努力もされていかれたらどうだろうかというふうに思いますが、そこら辺、町長はどういうふうに考えられておりますか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 就学援助制度というのは、認定基準というものがございますから、それについては、その基準内でやらないといけないというふうに思っておりますけれども、子育て支援につきましては、私も一生懸命力を入れるというふうなことでございますので、当然、就学者についても、いろんな角度で検討していくというのは当然のことだというふうに思っておりますので、また、面岡議員さんたちとも、議員の皆様方とも、しっかりとご相談しながら取り組みたいというふうに思っております。

○10番（面岡利昌） はい、それでは、ありがとうございました。特ございませんので、とりあえず時間がなくなったら次の人が困りますので、失礼いたします。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 10番面岡利昌君の質問を終わります。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄でございます。まず最初に、このたび町長が無投票

で当選されましたこと、本当におめでとうございます。私も昨年12月にこの場で、多分、続いて来られるであろう町長に、私もこの議場に立って、また町民の声を一生懸命届けていくことにしたいと思いますというふうな決意を述べさせていただきました。あらためて、ここでそれができると感謝いたしたいと思います。まず、町長の施政方針に関することで、やはり町長も、町民主役のまちづくりをモットーとしてというふうに先日も述べられました。この方針について、それを具体的にこの重点施策の中でたくさん述べられております。例えば、私がずっと言っておりました住宅リフォームの制度については、今後もまた一般質問をせんといかんというふうに思ってたんですが、もう早速、今年度の方針の中にも取り入れていただいております。このように町民の声を一つひとつ受け止めていただいて、実践をされていることには、敬意を表したいと思います。そんなことで、私、今回は、この方針の関係で3点ほど、それから教育長に後で1点、合計4点の質問を準備させていただきました。まず、第1点目は、保育士の確保をどう進めるのかという点でございます。この重点施策の最初のところに、一つに、子育ての支援がありました。これは、当然積極的に取り組んでいただきたいものです。しかし、皆さんもご存じのように待機児童問題の解決をどう進めるのかということについては、同じように気にかけておられるのではないのでしょうか。この間、保育士不足が待機児童発生の一因であり、待遇改善にも取り組んできましたが、まだ必要な保育士の数が確保できていないようです。平成29年度は、どのようにして保育士を確保するのでしょうか。具体的な対策を町長にお尋ねいたします。2点目でございます。公用バスの運用規程について見直しをしてはどうだろうかという提案でございます。笑顔がみえるまちづくりという項目の中に、言葉としてですが、高齢者福祉計画の見直しというふうなことがございます。これは、個々にはたくさん述べられているんですけども、老人会やサロン活動などで、町のバスを利用できないのかというふうな声があります。平成27年度の決算特別委員会でも質問もいたしました。規程が、それができないになっているんだというふうな回答でした。その時にも要請したんですけども、その規程を変えれば利用できるのではないかと、ぜひ、そうしてほしいというふうに思います。この点について町長はどうお考えでしょうか。3点目に移ります。地域おこし協力隊に関する質問です。ふるさとづくりの中で、地域おこし協力隊という言葉が出てきます。これは、昨年の後半部分ぐらいから実際に活動も始められております。具体的に、どのような活動をしているのでしょうか、それから、この平成29年度にはどんな活動を行い、そして、どのような成果をこの活動に期待をされているのでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。4点目に移ります。井上正夫氏の資料等の収蔵環境がまだ整備されていないというふうなことをお聞きしましたので、これは、教育長にお尋ねしたいと思います。井上正夫氏の業績を広める取り組みが一定進んでまいりました。これは、学芸員の配置の効果だと思います。平成29年度から正規職の学芸員が採用されることですが、氏の残した作品や所蔵品の整理、保管など、未着手の部分もあると、先日の井上正夫如月忌、それから総会の後、担当の学芸員にもお聞きしました。学芸員といっても分野が広い。これは、以前の私の質問の中で教育長が答弁されてたんですけども、今度来られる新しい学芸員さんへ、その引き継ぎができるのかどうか、その辺が不安であります。せっかく着手し、前進してきておりますこの井上正夫氏の貴重な資料を保管するための適切な収蔵環境の整備が必要だと思います。これについて教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに保育士確保についてのご質問ですが、子育て世代にやさしいまちを目指す本町にとりまして、待機児童の解消は、喫緊の課題であります。1月末時点で、待機児童は32人となっておりますが、佐々木議員もご承知のとおり、臨時職員の待遇改善に努めてまいりましたので、近隣市町の中ではトップレベルの待遇となっております。29年度には4人の正規職員の新規採用も予定しており、これまでの様々な取り組みの効果により、4月1日時点での待機児童の見込みは11人と大幅な減少となっております。しかしながら、今後も低年齢からの保育需要は続くものと考えており、引き続き、広報とべや松山ハローワークへの募集案内を行うとともに、保育士からの口コミ勧誘や元保育士への復帰要請などにも取り組んでまいります。また、29年度からは、入園者数の減少が進んでいる幼稚園の有効活用のため、保育所と一体となった認定こども園の導入を本格的に検討し、今後、議員の皆様とも協議をしてまいりたいと考えております。さらに、民間の小規模保育事業所の誘致や麻生保育所の早期改築を図り、働きやすい環境づくりを整え、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。次に、公用バスの利用についてのご質問ですが、町が所有する公用車は、公務上の必要性和適正な管理、そして、安全な運行が求められるため、運行管理規程において利用できる範囲を、国、県、町が主催する会議、研修、事業等に限定させていただいております。車両だけを貸して事故などがあっても何も知りませんとは言えません。どのような団体なら許可をし、どのような条件なら許可をするのか、いろいろな要件をクリアする必要があると考えております。また、無償貸出しを行うことにより、町内のバス会社やタクシー会社になんらかの影響を及ぼすことにもなるでしょうし、公共交通の利用率が低下するということにもなれば、路線バスの見直しなどへの影響も考えられます。県内の他市町で地域の団体に貸し出しを行っている自治体があることは把握しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな要件や地域公共交通についても、慎重に検討する必要があると考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。次に、地域おこし協力隊の活動の成果についてのご質問ですが、この活動を円滑に進めて行くためには、地域の皆様との信頼関係を築くことが必要であると考えております。そのため、赴任して真っ先に広田地域の全戸訪問を行いました。現在は、健康講座や介護予防教室、公民館活動、保育所の行事など、住民の集まる場所に出向き、住民と触れ合う中で地域を理解し、地域に溶け込む活動を行っております。今後は、世代を超えた大同窓会の開催や四季折々のイベントの開催、林道を活用した事業、また、高齢者の拠点づくりなど、広田地域住民集会で提案された事業の実現に向けて、住民の皆様と協議を重ね事業展開をしていきます。地域おこし協力隊は、その名のとおり、地域おこしの協力者であり、主役はあくまで住民の皆様でございます。住民集会で提案された事業を住民の皆様とともに展開する。また、地域の魅力や価値を発掘し、それを住民の皆様と共有しながら地域外に発信する。そういったことを住民の皆様が主役となり、共に活動を展開していくことが重要であり、その成果として、移住や定住が促進されるものと考えております。協力隊員の男性は、大阪から赴任をしてまだ5か月でございます。議員の皆様も、温かい目で見守って頂きますようお願い

いをいたします。最後に、井上正夫氏の資料収蔵環境の整備につきましては、教育長が答弁をさせていただきますので、私からの答弁は、以上とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、27年5月から臨時職員として学芸員を雇用し、作品の整理や資料室の展示替えに取り組んでまいりました。4月から採用する正職員の学芸員には、新たな視点で、これまで以上の取り組みを期待しているところでございます。また、井上正夫氏の素晴らしい業績と数々の作品をこれからも広く情報発信してまいりたいと考えております。また、現在、図書館と兼用となっております収蔵庫につきましては、文化会館の中庭に図書専用の倉庫を新築する予定としております。したがって、これまで以上に、所蔵品の適切な保存、管理に努めてまいりたいと思います。以上で、佐々木議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず、先ほどの教育長の回答の中で、図書館の所蔵庫を別個に作るというふうに言われましたんですが、これは、具体的には、いつから検討というか工事に入る段取りなんでしょうか。

○議長（森永茂男） 大内社会教育課長。

○社会教育課長（大内 均） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えします。29年度当初予算の方に予算の方、計上さしてもらっております。予算の方が通りましたら、29年度早々に、建築の方に取っかかりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。以上で、佐々木議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 先日の如月会の時に資料館を見学をする中でですね、氏のコートというんですかね、ああいうのを初めて見せていただいたんですけども、私も思わず手で触ってしまって、学芸員に触るなど怒られましたんですが、ああいうものの保管なんかも含めて、作品もそのまんまでというふうなことではやっぱりいけないようですから、それなりに専門的な保管もしていただいて、また、皆さんにも披露もしていただければと思います。それでは、保育士の確保のところについては、本当に町長もたくさん現場の方も含めてですね、努力もされているのも重々私も知った上で、なおかつ質問をするわけなんですけども。現在、4月からの待機児童が11名の予定というふうに言われましたんですが、この11名が、今後の、これは、あくまでも計画になるんでしょうが、なくなるというふうな計画はお持ちなんでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、現在のところ11人ということでございまして、当然、保育士の確保というふうなことで、これを限りなくゼロに近づけていきたいというふうに思っておりますが、まだまだこれからも0歳児、1歳児の要望が出てまいりますので、それはその11人で全て終わるというわけではない、まだまだ、これからもいろんな方が申し込みされるといふふうに思っておりますので、それはある程度

は続くものというふうに考えておりますけれども、それができる体制をできるだけ早くしておかなければならないとは考えておりますけれども、現実にはそういうことでございますのでご理解をいただいたらと思います。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 昨年、私が質問した時に、たまたまと言いましょうか、砥部町が愛媛県内で一番非正規率が高い、要するに正規職員数が、比率が一番低いという数字があって、これは、町長もご存じだったんですけども。その後、今年も4人の新人も採用だというふうなことを言われたんですが、現時点で、正規比率というのはどれぐらいの割合になるんでしょうか。

○議長（森永茂男） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） ご質問にお答えします。ただいまのところ、正規率の計算はしておりません。申し訳ございません。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 町長が先ほど答弁の中でも、それなりに良い条件を出してきているというふうなことではあったんですが、一つは、やはり正規職員の比率というのをできる限り高くしてほしいなというふうに私は思ってるんですけども、また、あらためてですね、これあの、正規比率を見ておいていただければと思います。それから、たまたまなんですが、この4月から松山の方から引っ越して来て申し込みして、2人の子どもさんがいるんですけども、一人だけ受け入れが可能ですと。で、一人はできませんというふうなことがあって困っているんですというお話も聞いたんですけども、この個別のその方への問題は別個にしましてですね、今、たちまちそういうこの困ったというふうなことがあったときに、町としてどのような、その方に対して、そういう事例があった場合に対応しているんでしょうか。これは、担当課長の方でお願いしたいと思います。

○議長（森永茂男） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） ご質問にお答えします。そういう入れない方につきましては、砥部町では、今現在、砥部保育所だけですが、一時保育というふうなことで、病気やけの方が一時的に入所できる、12人制限だったと思いますが、1日12人で月15日というふうなことで入れる、皆さんそれが利用できるかどうかは、また、希望者にもよるんですが、そういうこともあります。それから、介護福祉課の方でファミリーサポートセンターというところはありまして、その中で、一時的に子どもをみてもらえるというふうな制度もありますので、そういうところに対応してもらっているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 砥部保育所の15日ということなんですが、やはり今、答弁でも言われましたようにですね、それにうまくこう該当すれば良いんですが、なかなかそうじゃないという方の場合には、やっぱりそれも使いながらさらにみたいだね、ことも考えられるかと思うんですが、今のファミリーサポートセンターの活用もというふうに言われたんですが、ここを使った場合には、その保護者がどれぐらい費用の負担があるもんなんですか。例えば、

1日何時間預けたらいくらというふうなのが。

○議長（森永茂男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの佐々木議員さんのご質問ですけれども、その世帯によって金額の差がございます。あと、それらの利用に対しての補助っていうのも制度的にございます。詳しい数字は、ちょっとただいま手元にはございませんので、後ほどまたご説明させていただきますと思います。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） なかなかすぐ数字も出てこないようなんで、やはりさっきも言いましたようにですね、国の方でもこの問題、しかも安倍首相は待機児童をゼロにしたいと、するというふうに言ってたんですが、それはもうできないというふうなことに今なってるようですが、これは、一つは国、それからさらには県のところでも本格的に取り組みと言いますか、もっと本腰を入れて取り組んでもらわないとなかなかね、地方自治体だけではもう解決しない問題だと思いますので、その辺ではもっともっと国や県に対しても、もっと具体的に、しかも急を要することですから、もっともっと強く申し入れをしていただきたいというふうに思います。公用バスの件に移ります。これは、老人会と議会報告会を開催した時にも老人会のメンバーから言われましたし、別の方からサロン活動で同じようにですね、バスを使いたいけども町の方では、先ほど町長が答弁されたような規程もあってできないんだというふうなことだったんですが、もう少し、いろんなことが想定されるんで、確かに担当課の方では難しいんだろうと思うんですけども、何かこう具体的にですね、相談をしながら進めていけるような、町長の判断によるというふうな形のものはいらないんでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私が絶えず職員に言っておるのは、できない理由を述べるのではなく、どうすればできるか、ということで検討せえということはいつも言っております。当然のことではございますが。その中で、やはり基準というのがございまして、私どもはバス会社ではございませんので、全ての皆様方の要望に応えられるというふうなことは、なかなか難しいというふうに思っております。ただ、その佐々木議員さんのサロン、また、老人クラブ、どういう形でどういうふうな折に使わせていただきたいかというようなことで、内容が違つかというふうに思っております。例えば、旅行に行くから使わせてくれ、これは、無理だというふうに思います。そういったところのいろんな意味でサロンの皆様方、また、老人クラブの皆様方が、こういう折は使わせてほしいんだというふうなことが具体的にありましたら、また、担当のところにも、そういったところで検討したいというふうに申しておりますので、そういった形で検討しなくては、何でも、どういう形の折でも使わせてくれというわけにはいかないというふうに思っておりますので、その点ご理解をいただけたらと思います。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 例えば、サロンところではですね、具体的に砥部町でサロン活動をやってるんですけども、もっと活動の盛んなところがあって、そこの方と交流したいというふうなことで、そういうので使いたいというふうなことだったようでございます。先ほどの

町長の答弁です、担当課の方もそれなりに前向きには考えてもいただけるようですので、またこれはそれぞれそういう団体で、課の方にも相談に行った時にしっかりと対応もしていただいて、場合によってはバスが出せるというようなことも不可能ではないというふうなことにしていただければと思います。3番目の方の地域おこしの方に移ります。これは、全国的にはいろんな活動があって、テレビでもよく報道もされて、地域活性化に頑張っておいでだなというふうに思います。砥部町のところも、もっとこう宣伝もやれば良いなというふうには思っております。現在のフェイスブックで地域おこしの活動が紹介されてるようなんですが、他には具体的に町としては、どんな報告を町民の皆さんにはしてるんでしょうか。これ担当課の方でお願いしたいと思いますが。

○議長（森永茂男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。町長の答弁でもございましたように、今、まだ赴任してきて、まだ半年もたない状態で、まず、今は地域を知ろうということで、地域に溶け込もうということで一生懸命頑張っております。ということで、また、成果ということにつきましては、こういうふうな成果があったんだよという報告は、まだできてないような状況でございます。先ほどおっしゃいましたように、フェイスブック、これを立ち上げて、このような活動をしております、理解をしていただくような紹介をしております。それが今現在では主な報告といいますか、公表というようなことにはなっております。今年度3月で終了いたしますけれども、今年度の10月以降の活動を総括してですね、何らかの広報活動、住民の皆様こんな活動をしたんだよというふうなことは、報告させていただきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 先日のある民放の番組でもこの活動も紹介されておまして、非常に地域がですね、生き生きしているような雰囲気伝わってまいります。これは、私たちもですね、議員としてもやっぱり地域おこし、いろんな形で協力もしていかないかなというふうに思っておりますし、こういう活動をもっともっと全体でサポートもしながら、最終的には、やっぱり町長言われたように、砥部っていいな、あそこに住んでみたいなというね、そういう人たちを本当にたくさんお迎えをできるようなことにしていければなと思います。そういう意味では、今年からこの活用される新しいブランドマーク、これも本当にいろんな知恵や思いが入ったものだと思います。ぜひともこのマークの普及と併せてですね、そういう活動を広めていって、砥部を良い町にしていきたいというふうな私の思いも込めさせていただいて質問を終わります。

○議長（森永茂男） 6番佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（森永茂男） それでは、再開いたします。先ほどの佐々木隆雄君の質問に対して、回答を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 先ほどの佐々木議員さんの正保育士率はどういうご質問ですが、1年前、ちょうど昨年の2月は22%でしたが、29年の4月時点においては26%の見込みでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） 佐々木議員さんのファミリーサポートセンターの利用料についてのご質問でございますが、この利用料につきましては、曜日それから時間帯によって単価が変わってまいります。まず、平日の場合でございますが、午前6時から7時までが時間800円、それから午前7時から午後7時までが時間700円、それから午後7時から午後10時までが800円です。あと、土日祝日それから年末年始につきましては、同じく6時から7時までが900円、それから7時から午後7時までが時間800円、それから午後7時から10時までが時間900円となっております。それと病児、病後児でございますが、病気後、病気の状態で預かる場合は、終日1時間900円となっております。ただ、これらの利用料に対しまして助成制度がございます。これは、一人のお子さんについて月25時間まで半額になる制度がございます。それと世帯によって料金が違うと申しましたが、これは、生活保護であるかないかによって違うものでございます。生活保護の場合は、この助成額、月25時間に対する半額助成が、生活保護の場合は全額助成になるということとなっております。それとあと同一家庭の子どもさんが複数いた場合ですね、2人目からは半額になるということになっております。以上でございます。

○議長（森永茂男） 続いて質問を許します。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） それでは、質問させていただきます。5番菊池伸二でございます。まず、町長、2期目のご当選、本当におめでとうでございます。私も2期目の議員として、また、ここにやっていただいた町民様のためにしっかりと働いてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは、質問をさせていただきます。今回は2問でございます。まず1、産後の母子に対する支援についてでございます。全国には、母親の産後の健康状態と乳児の健康状態を把握することを目的として、生後2か月未満の子どもとその産婦を対象に産婦の健康診査と乳児の1か月健康診査の受診費用の全部又は一部について、助成を実施している自治体がございます。また、厚生労働省では、出産後の母親が育児への不安や重圧によって、精神的に不安定になる産後うつ予防や新生児への虐待防止をするため、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査費用の助成に向けて、事業費を平成29年度予算に盛り込んでおるそうです。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の整備については、国や県の動向に注視しながら実施すべきではあります。施政方針の最重点項目に掲げる安心して楽しみながら子育てできるまちづくりの実現のためには、積極的に取り組むべき施策ではないかと考えます。そこで、産婦の健康診査と乳児の1か月健康診査の受診費用への助成

に対する町長のお考えをお伺いいたします。なお、新生児の1か月の検診項目でございますが、まず、体重、身長、頭囲の測定、原始反射チェック、先天性の病気、斜頸や斜視、股関節脱臼、黄疸、ビタミンの投与、ミルクや母乳の飲み具合、睡眠や排泄の様子、また、刺激に対する反応などがございます。そして、妊婦の1か月検診項目は、尿、血圧、血液検査、体重測定、子宮の内診、悪露の量や状態チェック、問診などになり、多くの検査を行い、費用もかかるようでございます。次に、質問2、水の安定的な供給の確保についてでございます。水道は、町民生活や社会経済活動に欠かせないライフラインとして重要な役割を果たしている一方で、喫緊に解決しなければならない課題を抱えております。地震などの災害時においても給水機能が確保され、断水による町民生活への影響を最小限にとどめることは重要な課題です。全国の水道施設の大半は、高度経済成長期に整備されており、施設の老朽化が進行し、これまでの施設投資額の約6割を占める水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいないとされております。仮に、現状の更新率のまま推移とした場合、全ての管路の更新に約130年かかる計算となっているようでございます。また、耐震化についても、配水池及び浄水施設の耐震化率、基幹管路の耐震適合率は、依然として低く、水道施設の更新、耐震化が適切に実施されていなければ、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、大規模災害時において、断水が長期化し、国民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとされております。国では、平成28年度第2次補正予算において、水道施設の水質安全対策、耐震化対策などを推進するために必要な経費として400億円を計上し、法定耐用年数を経過している水道管路については、耐震適合性のある管路への更新などを支援しております。平成29年度の施政方針では、安心安全な飲料水の供給に努めるとしてありますが、水道事業の現状と将来の見通しについて、町長にお伺いいたします。まず1、水道施設管理上の基本的事項を記載した台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対策などの基礎となる極めて有用な情報とされております。現行水道法では、台帳整備の規定はございませんが、町の整備状況についてお伺いいたします。2、平成26年度の水道統計から計算された全国の管路更新率は0.76%と更新が進んでいないようでございます。町の管路更新状況についてお伺いいたします。3、健康被害の可能性のある鉛管の配水管、これ水道本管でございますが、及び給水管、これは本管から各家庭に入る配管でございます、への使用状況、経年劣化が早く強度が低下し漏水の原因となる石綿セメント管、これアスベスト管といいますが、の使用状況についてお伺いいたします。4、管の継ぎ目部分に伸縮性と離脱防止機能を持たせた耐震管への更新など、地震災害に対する既存施設の耐震化についてお伺いいたします。以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、産後の母子に対する支援についてのご質問ですが、産後の母子の健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点からも非常に重要な取り組みであると認識をしております。産後まもない母子の健診費用の助成も支援策の一つではありますが、健診結果に応じて、保健師や助産師による相談や訪問などを実施することが重要であると考えております。この支援には、医療機関

からの健診結果を報告してもらい連絡体制や県内の全ての医療機関で受診できる体制などの整備が必要となってまいります。今回、国が産婦健診費用への助成を始めることから、県内市町の担当者が参加する協議会において、健診費用の助成を含めた産後まもない母子への支援策について検討を始めております。今後、これらの動向も注視しながら、適切な時期に判断してまいりたいと考えております。次に、水の安定的な供給の確保についてのご質問ですが、まず、水道施設の基礎的事項を記載した台帳の整備につきましては、施設台帳と管路台帳を紙ベースで整備しております。管路につきましては、地図システム上でも把握ができるように整備しております。また、24年度には、財務会計システム上に、町の資産状況を登録いたしましたので、財務諸表や老朽管の整備の指標として活用しているところでございます。次に、管路の更新状況についてのご質問ですが、本町の管路の全長は約160kmで、毎年2kmから2.5kmの更新を行っており、年間の更新率は約1.5%となっております。次に、鉛管と石綿セメント管の使用状況についてのご質問ですが、まず、本町の給配水管で鉛管の使用はございません。石綿セメント管につきましては、早くから撤去に取り組んでおりましたので、現在は、大南地区、五本松、大谷、高尾田地区の一部に790m程度残っております。大南地区につきましては、29年度に布設替えを予定しており、その他の地区につきましても、随時更新をしております。なお、メータ器以降の家庭への給水管については、個人の所有のため把握はしていません。最後に、耐震化についてのご質問ですが、本町の給配水管は、従来、铸铁管を使用しておりましたが、20年度から、柔軟性があり、融着継手により一体化できるポリエチレン管を採用しております。今後も管路の更新に合わせて、耐震性に優れているポリエチレン管の更新を行ってまいります。また、水道施設の耐震状況ですが、25年度に耐震1次診断を実施いたしました。耐震化適合率は、浄水場が30%、配水池が65%、ポンプ場が50%と適合率は決して高くありません。菊池議員ご指摘のとおり、水道は、町民生活に欠かせない重要なライフラインです。今後も安全で安心な飲料水を町民の皆様へ供給できるよう、水質の安全対策並びに施設の耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、菊池議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。いつも質問に対しては、町長も、いつもの確かなお答えをいただけるということで、なかなか再質問も考えているんですけども、なかなか難しいということでございます。確かに今回、この施政方針の中でもこれを読んでいたら、やはり、住んで良かったと言っていたような町政づくりを目指されているというのが、よくわかりますし、また、我々が特に目指している赤ちゃん支援、そして、産前産後ケアですか、それも今のお答えでは、これから徐々に検討ということがちょっとあれなんですけれども、やっていただけると期待はしております。それと今回の、それでまあ、産後の母子に対する支援については、町民の皆様からの要望ですので、ぜひとも進んで行っていただけるようよろしくお願いいたします。我々も一町民として皆様のお一人おひとりの声を届けるというのが役目でございますので、お一人様がこういうことを言ってと言っていたくと、やはり、こういう一般質問でさせていただきますので、子育ての件については、前向きによろし

くお願いいたします。それとあと、配管のことなんですけれども、今回、資料がございまして、今回、厚生労働省ですか、今回の通常国会で水道法の一部を改正するという事で資料が回っているので、ちょっと読まさせていただきます。まず、改正の主なポイントということで、都道府県による広域連合の推進、2として、水道台帳の整備などの適切な資産管理の推進、3として、持続可能な水道料金の改定、4として、コンセッション方式の導入、5として、指定給水装置工事事業者制度に更新制度を導入するという事で書類が回っております。また、特に指定工事事業者制度の改善ということで、市民又は町民にも信頼される水道工事店を育成していくためということでもございます。そしてまた、今回のこれを取り入れさせていただいたのは、このたび自由民主党水道事業促進議員連盟と、また、わが公明党である公明党上水道簡易水道問題議員懇談会ということがございますが、そこからの要望で、今回、配管、当然、東南海沖地震にも影響するという事でございますし、また、配管業ということですか、そういうことで、今回、的確に指定給水装置工事事業者制度の更新の導入ということで、また訴えていますので、ぜひ自民党さんと公明党からの要望で、我々町村議会にぜひ訴えてほしいということで、今回、質問させていただきました。そういうことなので、町長の答えに満足していますので、ぜひともこの管路についても前進に向けて、町民の安心安全な水を供給ということで、しっかりとよろしく申し上げます。これで再質問はないんですけれども、また、今後ともよろしくお願いいたします。以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森永茂男） 5番菊池伸二君の質問を終わります。これで、一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 2 分 散会

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 3 月 15 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 29 年 3 月 15 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 広田支所長 佐伯修二 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 産業振興課長 岡田洋志 国体推進課長 西松伸一 学校教育課長 坪内孝志	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 保険健康課長 松下寛志 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 社会教育課長 大内 均	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志		
傍 聴 者	2 人		

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 汚水処理に係る事務の受託について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 砥部町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 砥部町個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 砥部町学校給食センター条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 砥部町高齢者住宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 砥部町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 平成 28 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計予算 |

- 日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 28 議員派遣

・閉 会

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会
平成 29 年 3 月 15 日（水）
午前 9 時 30 分開議

○議長（森永茂男） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 2 号 汚水処理に係る事務の受託について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 1、議案第 2 号、汚水処理に係る事務の受託についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松崎浩司） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 号、汚水処理に係る事務の受託については、砥部町の公共下水道施設を利用して、松山市の一部の区域の汚水処理を行うため、協議により規約を定め、事務の一部を受託するもので、地方自治法第 244 条の 3 及び第 252 条の 14 の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。規約の主な内容は、第 1 条及び第 2 条で委託事務の範囲及び委託事務以外の事務の管理等、基本的な事項を定め、第 3 条で委託に係る経費は松山市が負担するとしています。その他、連絡会議の開催や関係条例等の改正の場合の措置等について規定しています。なお、附則において、この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとされています。規約内容は適正と認められ、よって議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 2 号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 砥部町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める
条例の制定について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第2、議案第3号、砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松崎浩司） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号、砥部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、工場立地法の一部改正により工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限が県から町へ移譲されることに伴い、本町の実情に応じ、国の基準を緩和した準則を定めるため制定するもので、制定の主な内容は、用途地域が都市計画法第8条第1項第1号の工業地域又は工業専用地域における特定工場の敷地面積に対する緑地の面積割合を10%以上、環境施設の面積割合を15%以上とするものです。また、緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法や敷地が2つ以上の区域に渡る場合の適用についても規定しています。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとされています。また、経過措置を設けています。この制定内容は適正と認められ、よって議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 砥部町個人情報保護条例等の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第3、議案第4号、砥部町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号、砥部町個人情報保護条例等の一部改正については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部が平成29年5月30日に施行され、市町村等が条例で定める個人番号の独自利用事務についても、他の市町村等と情報提供ネットワ

ークシステムを利用して特定個人情報の連携が可能となることに伴い、情報提供等記録の定義規定を改正しています。また、この条例事務の情報連携においても、情報提供等記録に訂正があった場合の情報提供先等への通知を行う必要があるため、関係条例の整備を行っております。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っております。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとし、ただし書で、一部の規定は、平成29年5月30日から施行するとしています。改正の内容は適正と認められ、よって議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第4、議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松崎浩司） 産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、空き家等対策計画の策定及び変更について、必要な事項を審議するため、砥部町執行機関の附属機関に砥部町空き家等対策審議会を追加するもので、構成員の数の定限は10人と規定しています。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしています。また、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、砥部町空き家等対策審議会委員の報酬の額は、日額7,000円と規定しています。改正内容は適正と認められ、よって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 砥部町総合計画審議会条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第5、議案第6号、砥部町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号、砥部町総合計画審議会条例の一部改正については、総合計画及び総合戦略、その他、砥部町の将来計画に密接に関する事項を審議することで、当該計画等の立案、進行管理、効果検証等を効果的に行うため改正を行うもので、条例の題名を砥部町総合計画等審議会条例と改め、審議会の名称を砥部町総合計画等審議会に改めております。また、所管事務に、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関することなどを追加すると共に、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとしています。その他、附則については、関連する条例の文言整理を行っております。なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしております。改正内容は適正と認められ、よって議案第6号は、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(森永茂男) 日程第6、議案第7号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長(三谷喜好) 総務常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するための改正を行うもので、改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設に伴う部分休業の承認時間の変更であります。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしています。改正の内容は適正と認められ、よって議案第7号は、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(森永茂男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(森永茂男) 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(森永茂男) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(森永茂男) 全員起立です。ご着席ください。よって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(森永茂男) 日程第7、議案第8号、砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(政岡洋三郎) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号、砥部町学校給食センター条例の一部改正については、砥部町学校給食センター及び広田町学校給食センターの統合に伴い、新しい給食センターの9月稼働に向け、所要の改正を行うもので、名称を砥部町学校給食センター、位置を砥部町岩谷口460番地と改めています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っ



ています。なお、附則において、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとし、ただし書きで、第 2 条の名称及び位置の規定については、9 月 1 日から施行するとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 9 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

(厚生文教委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 8、議案第 9 号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 9 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 9 号、砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、玉谷小学校及び高市小学校の廃校に伴い、それぞれのグラウンド及び体育館を社会体育施設として住民の利用に供するため改正を行うもので、名称を砥部町玉谷町民グラウンド、砥部町玉谷町民体育館、砥部町高市町民グラウンド、砥部町高市町民体育館としています。また、それぞれのグラウンド使用料は 1 時間 210 円、玉谷町民体育館使用料は 1 時間 330 円、高市町民体育館使用料は 1 時間 320 円としています。この使用料については、従前の学校施設としての使用料と同額としており、また、スポーツ少年団等の利用については、免除にする計画とのことです。なお、附則において、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第10号 砥部町高齢者住宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第9、議案第10号、砥部町高齢者住宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、砥部町高齢者住宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴い、これまで実施してきた高齢者在宅福祉事業のうち、事業を移行するものについて整理するため改正を行うものです。改正の内容は、事業移行後、利用者が利用負担額を直接利用実施者へ支払うこととなる通所型介護予防事業と生活管理指導員派遣事業及び事業廃止となる生活管理指導短期宿泊事業といきいき配食サービス事業の項目を別表から削り、また、いきいき見回り配食サービス事業については、利用者負担額を砥部地区と広田地区に区分整理し、砥部地区については、1食あたり50円を増額し、550円とするものです。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 11 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 10、議案第 11 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 11 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 11 号、砥部町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の改正により、平成 29 年度の保険料の判定に用いる合計所得金額から土地収用等に係る譲渡所得を控除するなど、所得指標の見直し及び第 1 号被保険者の保険料率を引き続き減額賦課するため改正を行っております。なお、附則において、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 12 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 11、議案第 12 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 12 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 12 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、関連する法律の一部施行や運営基準等を改正する厚生労働省令が公布されたため、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置付けられたことに伴い、地域密着型通所介護の規定を追加するとともに基準の整備

を行っています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしています。また、2条では経過措置を規定しています。改正内容は適正と認められ、よって議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第13号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第12、議案第13号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第13号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、関連する法律の一部施行や運営基準等を改正する厚生労働省令が公布されたため、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、指定地域密着型介護予防サービス事業のうち、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議を設置し、概ね6か月に1回以上、活動状況を運営推進会議に報告し評価を受け、要望、助言を聞く機会を設けなければならないことや、この報告、評価、要望、助言等の記録は、5年間保存しなければならない規定の追加を行っています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしています。改正内容は適正と認められ、よ

て議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 13 議案第 14 号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 13、議案第 14 号、砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 14 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 14 号、砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の改正により、主任介護支援専門員の定義が改められ、主任介護支援専門員資格に更新制が導入されたことに伴い、所要の改正を行うもので、改正内容は、主任介護支援専門員の資格に更新の研修を期間内に終了したものであるという規定を追加しています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行ってまいります。なお、附則において、この条例は、公布日から施行するとしています。また、2条において経過措置を設けています。改正内容は適正と認められ、よって議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第15号 平成28年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

日程第15 議案第16号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第17号 平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（森永茂男） 日程第14、議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号から日程第16、議案第17号、平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号までの3件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（政岡洋三郎） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用増加により、扶助費を571万8千円追加しています。この財源として、国、県支出金を428万6千円充てています。また、更生医療、育成医療、療養介護医療の利用増加により、扶助費を135万円追加しています。この財源として、国、県支出金を101万1千円充てています。また、国保診療所の受診者の減少等に伴い、国民健康保険特別会計への繰入金金を261万円追加しています。児童福祉費関係では、保育所の臨時職員の採用ができなかったことにより、賃金を3,000万円減額しています。また、ひとり親家庭医療費の入院医療費が増加したこと等により、扶助費を186万3千円追加しています。この財源として、県支出金を93万1千円充てています。また、繰越明許費では、給食センター改築事業10億3,388万7千円を計上しています。次に、議案第16号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、直営診療施設勘定のみで、歳出では、受診者数の減少により、医療費を123万円減額しています。収入では、診療収入を384万円減額し、一般会計からの繰入金金を261万円追加しています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第15号及び第16号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松崎浩司） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、土木費、道路橋りょう費関係では、県営事業の工事費増額に伴う県負担金を255万円追加しています。次に、議案第17号、平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ718万8千円の増額補正で、その内容は、とべの館運営基金への積立金を718万8千円追加していま

す。この財源として、繰越金を717万1千円充てています。この積立により、平成28年度末の現在高は、約1億8,700万円となる見込みです。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第15号、第17号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管する歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、財政調整基金の積立を2,000万円追加しております。この積立により、平成28年度末の現在高は、12億7,000万円となる見込みです。消防費では、全国瞬時警報システムの更新を延期したために、委託料を464万3千円を減額しております。また、繰越明許費では、個人番号カード交付事業166万7千円を計上しております。次に、歳入については、国庫支出金を353万2千円増額、県支出金を269万6千円増額、諸収入329万6千円増額、繰越金については916万4千円を減額しております。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。討論及び採決については1件ごとに行います。

議案第15号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号、平成28年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号について討論を行いま

す。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 17 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会議予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 17、議案第 18 号、平成 29 年度砥部町一般会計予算から日程第 26、議案第 27 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。山口予算特別委員長。

○予算特別委員長（山口元之） 予算特別委員会に付託されました議案第 18 号から議案第 27 号までの平成 29 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 6 日、8 日、10 日の 3 日間、町長をはじめ、各担当課長等の出席を求めて当特別委員会を開催しました。審査に当たっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 18 号から議案第 27 号までの 29 年度の各会計の当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分にご検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられるよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） お諮りします。ただいま報告の議案第 18 号から議案第 27 号については、予算特別委員会において十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し一括して討論及び採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]



○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議案第 18 号から議案第 27 号については、質疑を省略し一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 18 号から議案第 27 号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 18 号から議案第 27 号まで一括して採決を行います。議案第 18 号から議案第 27 号までの 10 件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 18 号から議案第 27 号までの 10 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~

日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 再開します。日程第 27、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 29 年 3 月 15 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町宮内 1885 番地 89、氏名、藤原康子、生年月日、昭和 28 年 2 月 21 日、提案理由、渡部智磨子委員が、平成 28 年 11 月 30 日をもって退任したので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって諮問第 1 号は、適任であると答申することに決定しました。

日程第 28 議員派遣

○議長（森永茂男） 日程第 28、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。5月に開催予定の議会報告会に、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、ただいま申し上げたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2月22日から今日までの22日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算、当初予算の執行にあたりましては、限られた経費の中で、最大の効果を得るべく、再度、調査・研究を行ってまいります。そして、会期中に承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営、行政事務遂行に活かしてまいりたいと考えております。町民主役のまちづくり、文化とところがふれあうまちの実現に向け、これからの4年間、全力で取り組んでまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 以上をもって、平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 55 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

資 料

議案付託表

平成 29 年第 1 回砥部町議会定例会

議案番号	件名	付託 常任委員会
議案第 2 号	汚水処理に係る事務の受託について	産業建設
議案第 3 号	砥部町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	産業建設
議案第 4 号	砥部町個人情報保護条例等の一部改正について	総務
議案第 5 号	砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について	産業建設
議案第 6 号	砥部町総合計画審議会条例の一部改正について	総務
議案第 7 号	砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務
議案第 8 号	砥部町学校給食センター条例の一部改正について	厚生文教
議案第 9 号	砥部町立社会体育施設条例の一部改正について	厚生文教
議案第 10 号	砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について	厚生文教
議案第 11 号	砥部町介護保険条例の一部改正について	厚生文教
議案第 12 号	砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	厚生文教
議案第 13 号	砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	厚生文教
議案第 14 号	砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	厚生文教
議案第 15 号	平成 28 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)	総務 厚生文教 産業建設
議案第 16 号	平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	厚生文教
議案第 17 号	平成 28 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)	産業建設

平成29年2月22日

予算特別委員会 委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	山 口 元 之
副 委 員 長	三 谷 喜 好
委 員	柿 本 正
委 員	佐々木 公 博
委 員	原 田 公 夫
委 員	東 勝 一
委 員	菊 池 伸 二
委 員	佐々木 隆 雄
委 員	森 永 茂 男
委 員	松 崎 浩 司
委 員	大 平 弘 子
委 員	面 岡 利 昌
委 員	政 岡 洋三郎
委 員	井 上 洋 一
委 員	中 島 博 志
委 員	平 岡 文 男